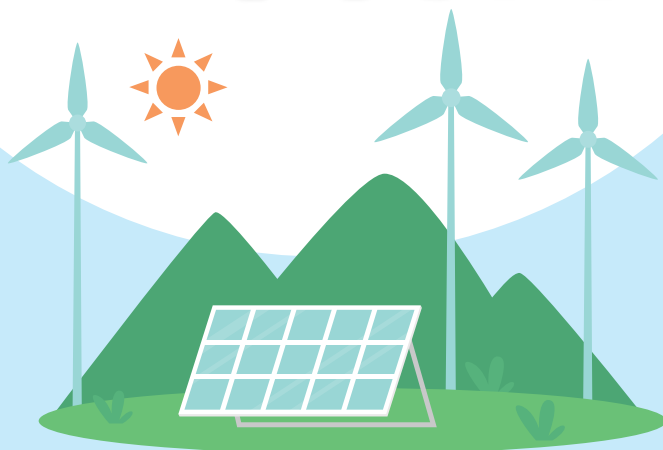
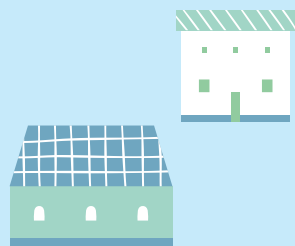




緑と海と人が輝き合う 地球におさしみち
みなみそうま

第3次
南相馬市
環境
基本計画



令和6年2月
南相馬市



はじめに

本市では、平成29年から「第2次南相馬市環境基本計画」に基づき、環境施策に取り組んでまいりました。

しかし、近年は地球温暖化が原因と考えられる自然災害が多発し、また異常気象などにより生物多様性が損なわれるなど、地球規模のさまざまな環境問題が顕在化し、SDGsすなわち持続可能な社会への変革が世界的に求められています。



本市も温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを加速させるため、令和4年に「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。令和32(2050)年までの市内におけるカーボンニュートラル実現を明言し、脱炭素社会の実現を目指しています。こうした中、環境分野を取り巻くさまざまな事象の急速な変化に的確に対応していく必要性から、このたび「第3次南相馬市環境基本計画」を策定しました。

本計画では、目指す環境像の「**私がつくる 緑と海と人が輝き合う地球にやさしいまち みなみそうま**」実現のため、「地球に負荷の少ない脱炭素なまち」、「資源が活用され循環するまち」、「自然環境と共生するまち」、「安全で快適な生活環境のまち」、「みんなが環境を考え行動するまち」の5つの「政策の柱」を掲げています。

南相馬市第三次総合計画で掲げた「100年のまちづくり」実現に向けた基本姿勢である「つなぐ」、「よりそう」、「いどむ」を踏まえ、生活環境の保全や住環境の整備など、環境に配慮し、快適に暮らせるまちづくりが重要です。本市の環境施策の基本的な方向性を示す本計画を、市民・事業者・行政が連携・協力して推進し、「地球にやさしいまち みなみそうま」を実現してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の積極的な参加とより一層のご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケートにご協力いただいた皆様をはじめ、熱心にご審議いただいた南相馬市環境審議会委員の皆様、そしてパブリックコメントや地域協議会において貴重なご意見をいただいた市民の皆様、心から感謝を申し上げ、あいさついたします。

南相馬市長

門馬 和夫

目 次

第 1 章	第 3 次南相馬市環境基本計画とは	1
1	「環境基本計画」とは	1
2	なぜ計画をつくるのか	2
3	計画の位置づけは	3
4	計画の対象とする環境の範囲は	4
5	計画の期間は	4
6	計画策定で重視したことは	5
第 2 章	南相馬市の特性と課題	6
1	南相馬市の自然特性	6
2	南相馬市の社会特性	10
3	環境をめぐる動きと市民の意識	12
4	南相馬市の環境面からみた主要課題	23
第 3 章	目指す環境像と計画の体系	26
1	目指す環境像	26
2	計画の体系	27
第 4 章	施策の展開	28
政策の柱 1	地球に負荷の少ない脱炭素なまち	28
施策 1－1	ゼロカーボン社会の実現に向けた総合的な取組の推進	28
施策 1－2	気候変動への適応策の推進	32
政策の柱 2	資源が活用され循環するまち	34
施策 2－1	廃棄物の減量化・資源化の促進	34
施策 2－2	廃棄物の適正処理の推進	36
施策 2－3	食品ロス対策の推進	38
政策の柱 3	自然環境と共生するまち	40
施策 3－1	自然環境の保全と活用	40

施策３－２	生物多様性の保全.....	42
施策３－３	公園の整備と緑化の推進	44
施策３－４	歴史的・文化的環境の保全	46
政策の柱４	安全で快適な生活環境のまち.....	48
施策４－１	放射線対策の推進.....	48
施策４－２	水環境の保全.....	50
施策４－３	公害等環境汚染対策の推進	52
施策４－４	景観の保全と空き家等対策の推進	54
政策の柱５	みんなが環境を考え行動するまち.....	56
施策５－１	環境に関する啓発・情報提供の推進	56
施策５－２	環境教育・学習の推進	58
施策５－３	事業者の環境配慮の促進	60
資料編		62
1	計画策定の経緯.....	62
2	南相馬市環境審議会委員名簿	63

第1章 第3次南相馬市環境基本計画 とは

1 「環境基本計画」とは

「南相馬市環境基本計画」は、環境基本法第7条及び南相馬市環境基本条例第8条に基づいて策定するものです。

また、市民・事業者・行政が、“良好な環境を守ったり、つくったりすることで、将来どのようなまちになることを目指すのか、そして、そのためにどのようなことに取り組むのか”をまとめた計画です。

さらに、本計画は国や福島県が定める環境基本計画の内容を踏まえた計画であり、本市の環境に関するさまざまな計画の上位計画です。

関連法令（抜粋）

◆「環境基本法」

（地方公共団体の責務）

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

◆「南相馬市環境基本条例」

（基本理念）

第3条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するようにするため、環境資源及び自然の生態系に十分配慮し、適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、すべての者の協力と働きかけによって行わなければならない。

3 地球環境保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定める。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

（1）環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、南相馬市環境審議会の意見を聴かななければならない。

2 なぜ計画をつくるのか

本市では、平成18年に施行した「南相馬市環境基本条例」に基づき、これまで2次にわたる「南相馬市環境基本計画」を策定し、市民や事業者とともに環境保全に向けた取組を進めてきました。

東日本大震災・原子力災害から12年が経過し、本市の復興・再生は着実に進んでいますが、原子力発電所の廃炉作業の長期化に伴う放射性物質への不安や風評問題、人口減少と農業の担い手の減少による耕作放棄地の増加、空き家・空き地の増加などの課題が生じています。

また、近年、地球温暖化の一層の深刻化、これに伴う自然災害の頻発化・激甚化、「SDGs^{※1}」の取組の進展をはじめ、環境をめぐる課題や世界・国などの動きは大きく変化しています。

このような中、世界各国から住民一人ひとりまでの各主体が、環境の保全と創造に向けた具体的行動を起こすことが、これまで以上に強く求められています。

また、本市では、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を加速させるため、令和4年に「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和32（2050）年の市内におけるカーボンニュートラル^{※2}の実現を目指しています。

本市では、こうした内外の動向を踏まえ、「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」（「南相馬市第三次総合計画」に掲げたまちづくりの基本目標）を環境分野から実現していくため、このたび「第3次南相馬市環境基本計画」を策定することとしました。

なお、温室効果ガスの排出削減に向けた具体的なアクションや削減目標を定めた「南相馬市ゼロカーボン推進計画」についても、本計画における地球温暖化対策の推進計画として一体的に策定（別冊）しました。

※1 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。国連加盟国が持続可能でよりよい社会を実現するために掲げた国際目標（詳しくはP12参照）。

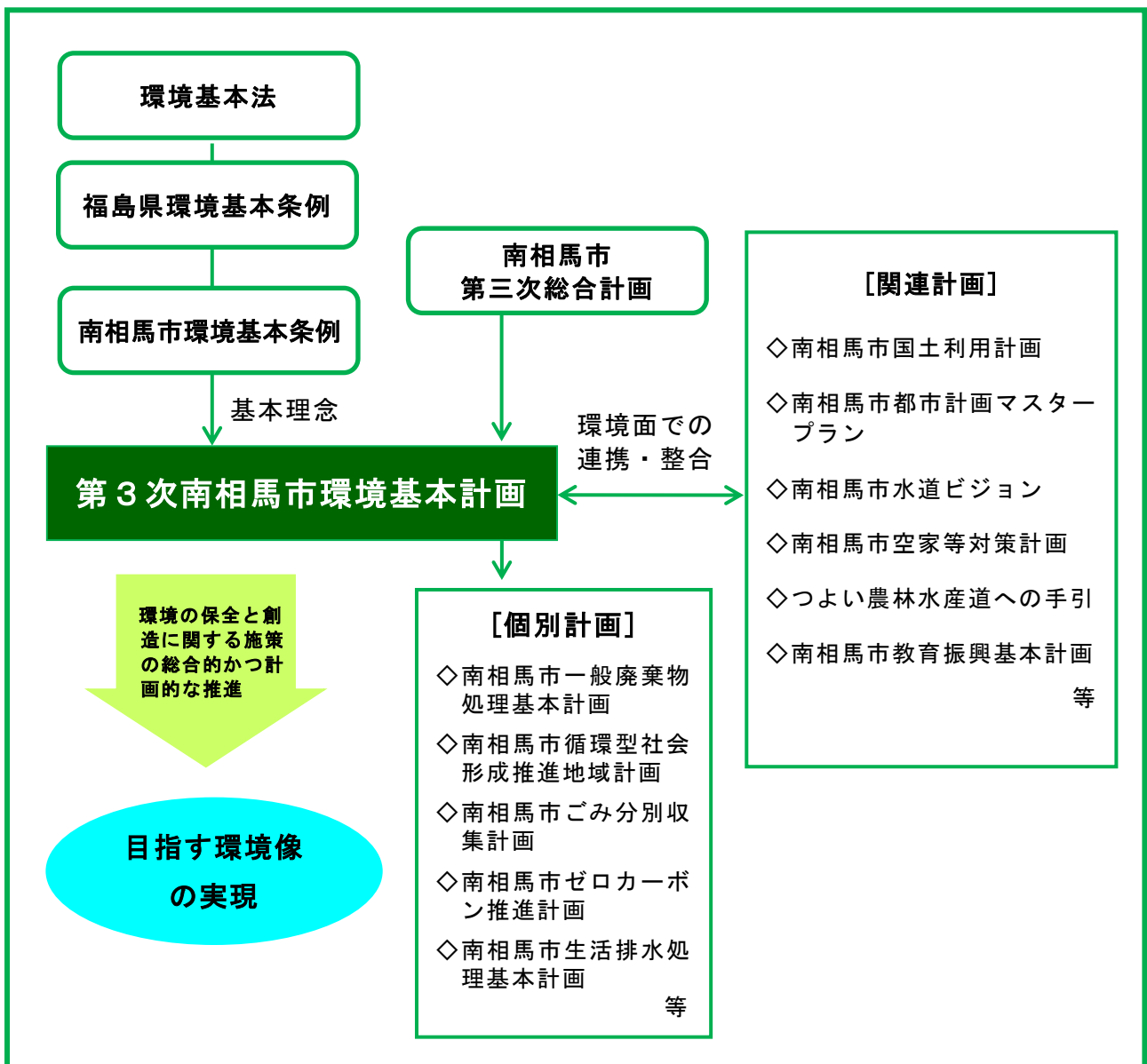
※2 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

3 計画の位置づけは

本計画は、本市の最上位計画である「南相馬市第三次総合計画」の分野別計画に位置づけられ、総合計画に掲げたまちづくりの基本目標を環境分野から実現していくための計画です。

また、「南相馬市国土利用計画」や「南相馬市都市計画マスタープラン」をはじめとする各種関連計画との連携・整合を図るとともに、環境分野の各種個別計画の上位計画として策定したものです。

「第3次南相馬市環境基本計画」を取り巻く関連法令・関連計画



4 計画の対象とする環境の範囲は

本計画の対象とする環境の範囲は、私たちの生活に密接にかかわる身近な環境から、地球規模の環境までとします。

計画の対象とする環境の範囲

環 境	内 容
自然環境	森林、農地、河川等水辺環境、生態系 等
生活環境	廃棄物・リサイクル、水質、大気、騒音・振動、悪臭、放射性物質 等
都市環境	景観、公園・緑地、空き家 等
歴史・文化環境	歴史的・文化的環境、文化財 等
地球環境	地球温暖化（温室効果ガス）、再生可能エネルギー、省エネルギー 等
環境活動	環境教育・学習、環境保全啓発・情報提供、環境保全活動 等

5 計画の期間は

本計画の計画期間は、「南相馬市第三次総合計画」との整合を図り、令和5年度から令和12年度までの8年間とします。

また、策定後4年をめどに中間検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画期間

年度（令和）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
総合計画	南相馬市第三次総合計画基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				
環境基本計画	第3次南相馬市環境基本計画									
	中間検証									

6 計画策定で重視したことは

本計画の策定に当たっては、『「南相馬市第三次総合計画」との整合』、『「第2次南相馬市環境基本計画」の検証』、『市の地域特性に応じた計画づくり』、『「SDGs」との連動』はもちろんのこと、『市民との協働による計画の推進』を特に重視して策定しました。

計画策定で特に重視したこと

『市民との協働による計画の推進』

～南相馬市の環境をよくするための行動を“みんな”で行う～

そのために

★「読んでわかる計画」の策定

市民や事業者が本計画を読んで理解できるよう、市民の目線に立った、シンプルでわかりやすい構成・内容・表現とし、「読んでわかる計画」として策定しました。

★市民の意識の反映

市民や事業者が共感・共有できる内容とするため、市民と事業者、小・中学生を対象としたアンケート調査などを行い、多くの人々の意識や意見の反映に努めました。

★多くの部署の参画・連携

環境分野の上位計画、環境保全をテーマとした総合的なまちづくり計画として、市の多くの部署が参画・連携し、南相馬市の環境をよくするための取組を考えました。

第2章 南相馬市の特性と課題

1 南相馬市の自然特性

(1) 位置と面積

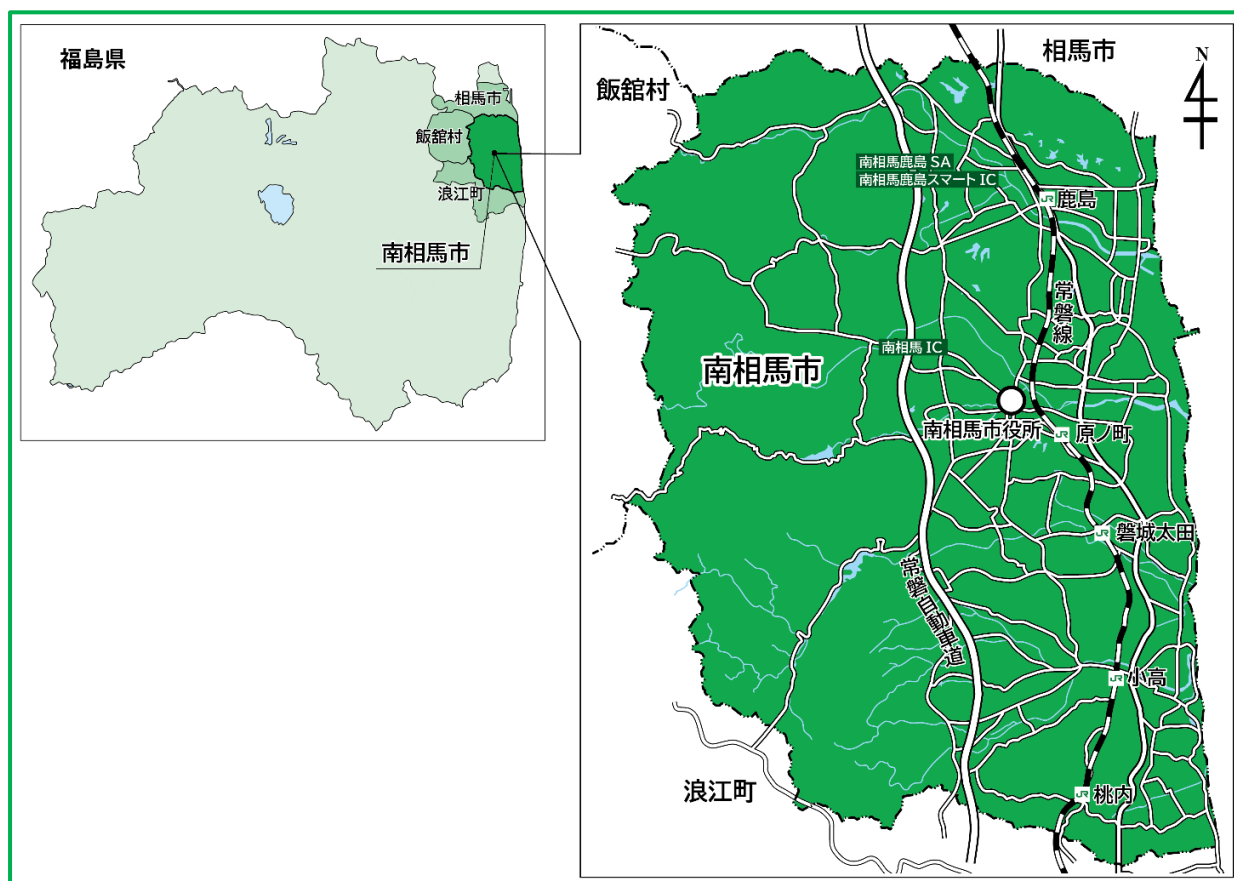
本市は、福島県浜通りの北部に位置し、東は太平洋、南は浪江町、西は浪江町と飯舘村、北は相馬市に接しています。

総面積は 398.58km² で、福島県内 13 市のうち、面積が大きい方から6番目となっています。

主要都市までの距離をみると、福島市まで約 60 km、郡山市まで約 80 km、いわき市まで約 87 km、県外では、仙台市まで約 80 km、東京都まで約 292 kmとなっています。

市の中央部を常磐自動車道が、東部を国道6号とJR常磐線が縦貫し、北は仙台圏、南は東京圏に通じています。

南相馬市の位置と概要



（２）地形と地質

本市の地形は、西側に阿武隈高地が連なり、東側に丘陵地や台地、低地がみられます。最も高い山は標高 656.1m の大足山で、そのほか、563.7m の国見山などがあります。

また、西側の山地から東側の太平洋に向かって 33 の河川が流れており、最も長い河川は約 62.9 km の新田川、次いで約 40.6 km の真野川、約 22.5 km の太田川、約 21.5 km の小高川の順となっています。

山地には、高の倉ダムと横川ダムがあり、丘陵地等には、290 箇所あまりのため池があります。ため池が多いことは、本市の大きな特徴の一つとなっています。

地質は、西側の山地には、花崗岩が広く分布し、北西部には、変成岩や火山性岩石などがみられます。東側の丘陵地には、主に古い時代の砂・礫（小石）・泥などが固まった堆積物や、細粒砂岩・砂などがゆるく固まった堆積物が分布し、台地や低地には、新しい時代の砂・礫・泥などの固まっていない堆積物が広く分布しています。

国見山から原町区市街地への展望



注）写真やイラストは、一部を除き、南相馬市ホームページまたは南相馬市博物館から出典しています（以下同様）。

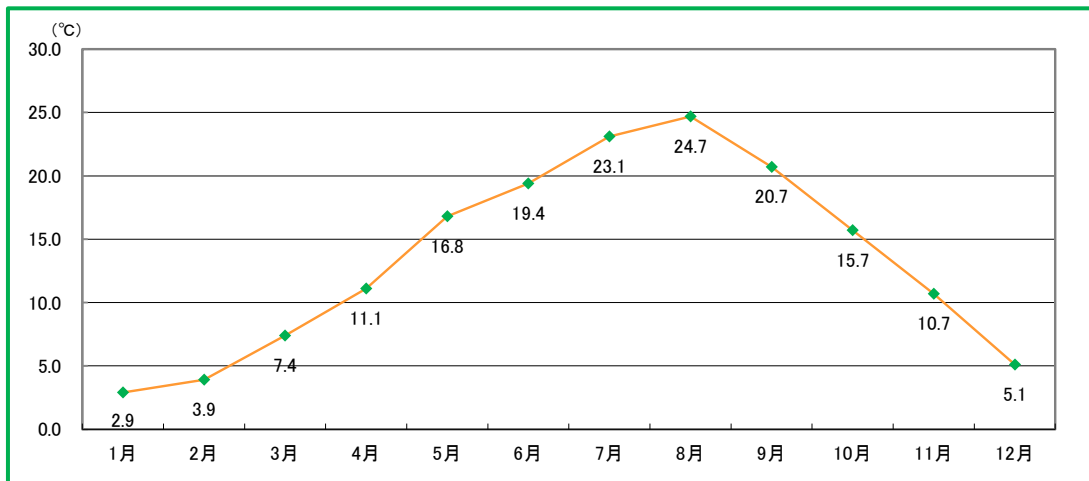
(3) 気候

本市の気候は、太平洋に面しているため、海洋性気候となっており、夏は涼しく、冬は温暖で、積雪量も少なく、年間を通じて過ごしやすい地域といえます。

近年の月別平均気温（平成29年から令和3年の平均値）をみると、最も暑い月は8月で24.7℃、最も寒い月は1月で2.9℃となっています。

また、月別平均降水量では、最も多い月は10月で235.0mm、最も少ない月は2月で14.0mmとなっています。

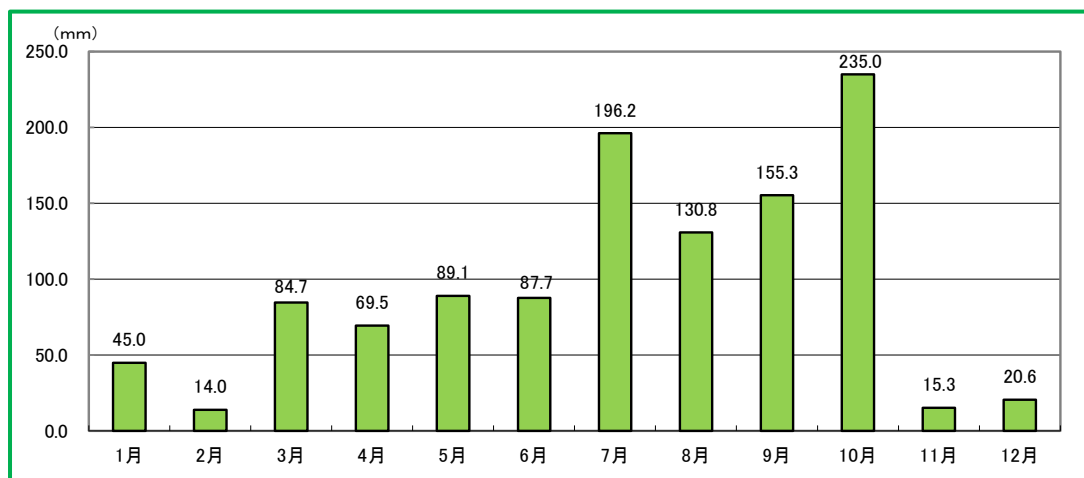
月別平均気温



注) 平成29年から令和3年の平均値（観測地点は南相馬市役所）。

出典：南相馬市気象観測システムデータから作成

月別平均降水量



注) 平成29年から令和3年の平均値（観測地点は南相馬市役所）。

出典：南相馬市気象観測システムデータから作成

(4) 植生と生きもの

本市の植生は、西側の山地には、コナラなどの落葉広葉樹の二次林やスギ・アカマツなどの常緑針葉樹の植林地が広くみられます。自然林としては、急傾斜地にイヌブナ、溪谷にケヤキ・サワグルミ、尾根沿いの岩が露出した場所にアカマツの林がみられます。

丘陵地は、畑のほか、コナラなどの二次林やスギ・アカマツなどの植林地となっており、低地は、そのほとんどが水田・畑などの農地や市街地で、自然林はほとんどみられませんが、社寺林や屋敷林としてスタジイやモミなどの林がみられます。

そのほか、海岸の砂丘には海浜植物群落、ため池や用水路には水生植物群落、河川沿いにはツルヨシ・ヤナギ・ヨシの群落がみられます。

こうした変化に富んだ植生等を背景に、カモシカやニホンザルをはじめとする哺乳類、オオタカやクマタカをはじめとする鳥類、シロマダラやヒバカリをはじめとする爬虫類、トウホクサンショウウオやモリアオガエルをはじめとする両生類、さらにはさまざまな魚類や昆虫類、植物など、多くの生きものが生息しています。

南相馬市の生きもの



マメツタラン (平宗雄氏提供)



モリアオガエル



シャリンバイ



コキクガシラコウモリ



ハッチョウトンボ



クロコウスバカゲロウ



アナグマ



オオルリ



バイカモ

2 南相馬市の社会特性

(1) 人口

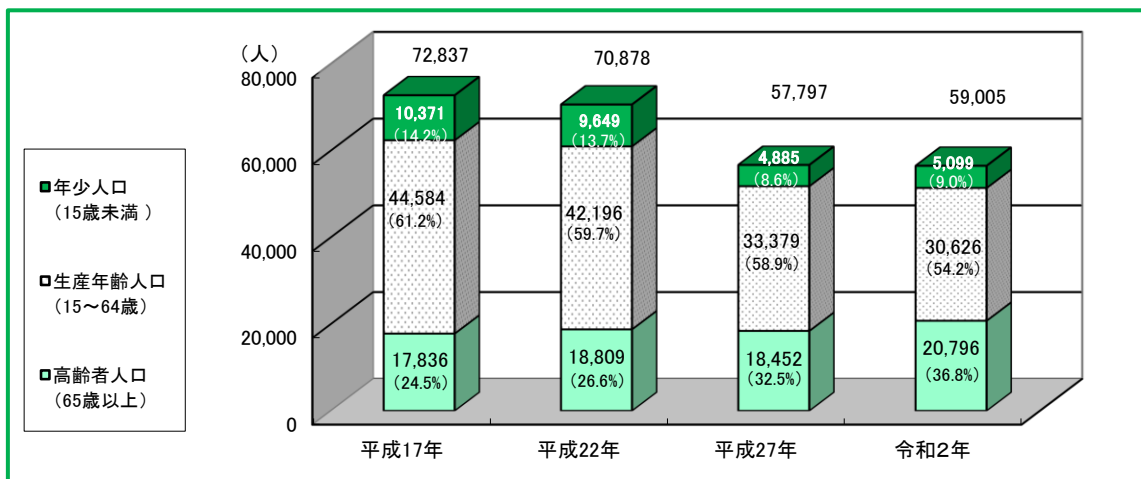
本市の総人口（令和2年10月1日現在・国勢調査）は59,005人（令和4年10月1日現在・福島県現住人口調査による現住人口は57,467人）となっています。

これまでの推移をみると、東日本大震災・原子力災害の影響等により、平成22年から平成27年の間に大幅な減少となりましたが、平成27年から令和2年の間では若干の増加がみられました。

年齢（3区分）別の人口は次のとおりで、これまでの推移をみると、平成27年から令和2年の間では、15歳～64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の高齢者人口が増加しています。

また、その比率をみると、年少人口比率（9.0%）は全国平均（12.1%）や福島県平均（11.5%）を下回り、高齢者人口比率（36.8%）は全国平均（28.7%）や福島県平均（31.8%）を上回り、少子高齢化が急速に進んでいることがわかります。

総人口及び年齢（3区分）別人口の推移



注）総人口には年齢不詳を含む（比率は年齢不詳を除いて算出）。

出典：国勢調査

(2) 産業

本市の就業者総数（令和2年 10月1日現在・国勢調査）は26,786人で、総人口の減少とともに減少傾向にあります。

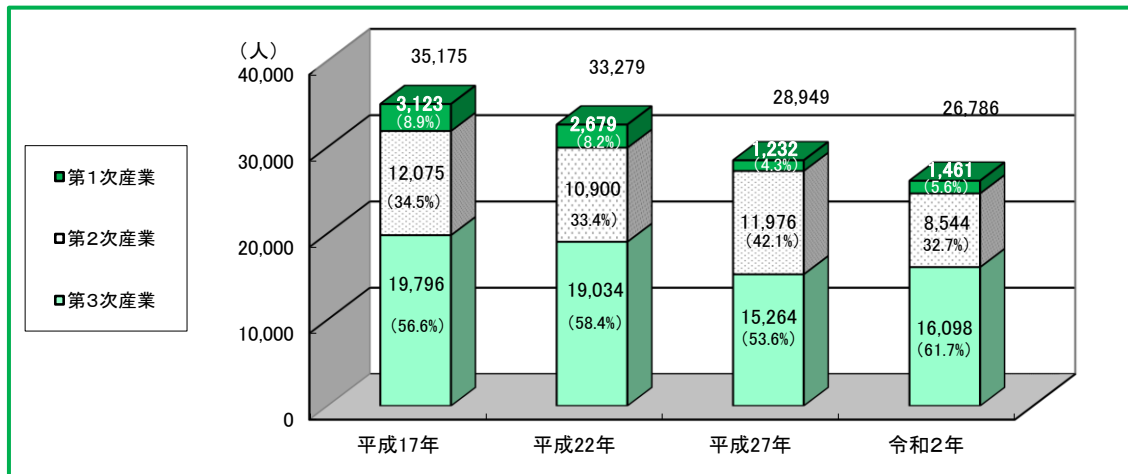
産業（3部門）別の就業者数は次のとおりで、3部門ともにおおむね減少傾向にあります。

また、その比率をみると、第2次産業就業者比率（32.7%）が全国平均（23.7%）や福島県平均（29.7%）を上回り、建設業・製造業に従事する人の割合が比較的高いことが特徴となっています。

農業では、野菜をはじめ、米や果樹の生産、畜産が行われており、特にブロッコリーは、全国有数の生産量を誇ります。製造業では、生産用機械器具製造業や電気機械器具製造業などの事業所が多く立地しています。また、ロボットの開発実証拠点「福島ロボットテストフィールド」をはじめ、新たな産業基盤の整備も進んでいます。

さらに、本市には、千年の伝統を誇る「相馬野馬追」をはじめ、地域の歴史文化や山・海・川の優れた自然を生かした多彩な観光・交流資源がありますが、近年は、新型コロナウイルス感染症流行の影響もあり、観光客は減少傾向にあります。

就業者総数及び産業（3部門）別就業者数の推移



注）就業者総数には分類不能を含む（比率は分類不能を除いて算出）。 出典：国勢調査

観光客入込数の推移

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
観光客入込数 (人)	1,696,389	1,862,494	1,947,471	1,182,870	1,173,484

注）各年 1 月から 12 月の合計。

出典：福島県観光客入込状況調査

3 環境をめぐる動きと市民の意識

(1) 環境をめぐる世界・国などの主な動き

① 「SDGs」

「SDGs」は、平成27年の国連サミットにおいて、すべての加盟国（193か国）が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に掲げられた、平成28年から令和12年までの15年間で達成することを目指した国際目標です。

「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、「すべての人に健康と福祉を」をはじめ、持続可能な世界を実現するための17のゴールと、具体的な169のターゲットなどから構成され、地球上の“誰一人取り残さない（leave no one behind）”ことを誓っています。

「SDGs」は、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべきユニバーサル（普遍的）なものです。

わが国においても、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、「SDGs実施指針」や「SDGsアクションプラン」を定め、持続可能な社会の実現に向けた取組を積極的に進めています。

「SDGs」の17のゴール



出典：国際連合広報センターホームページ

② 地球温暖化対策

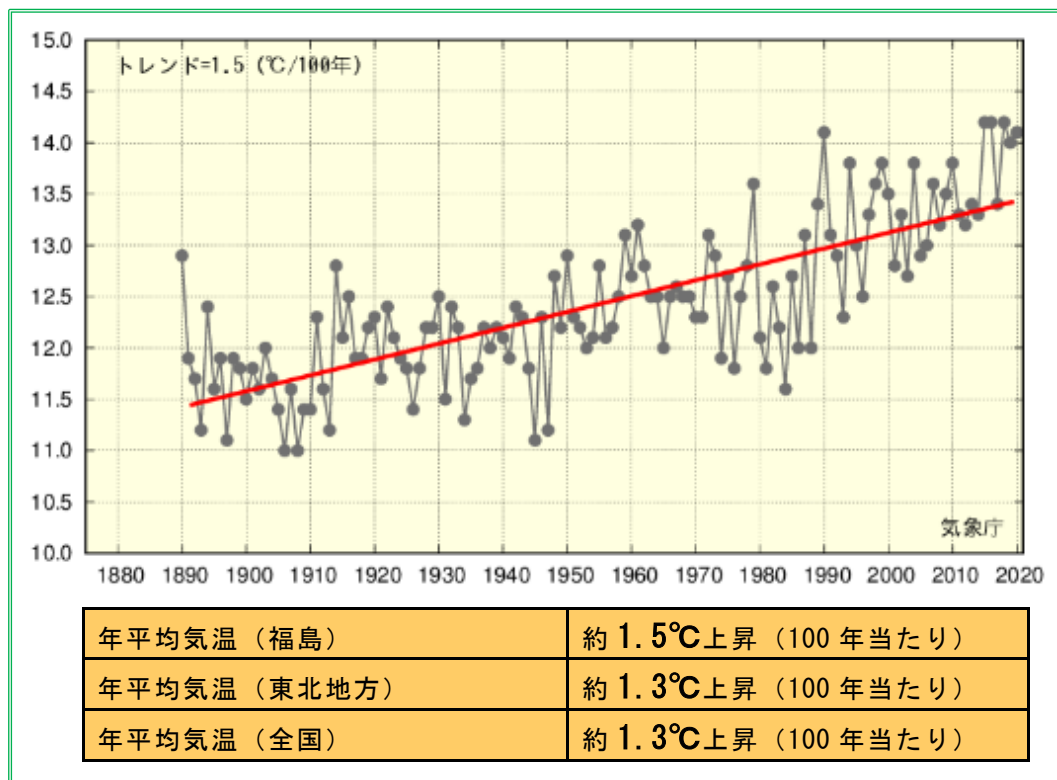
地球温暖化が一層深刻化し、気温の上昇はもとより、気候変動により、大規模な自然災害の発生、生態系の変化、農業への影響、感染症・熱中症の増加など、重大な問題を引き起こしています。

このような中、平成27年にパリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、「パリ協定」が採択され、“世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2℃より低く保ち、1.5℃に抑える”ことなどが目標として掲げられました。

これを受け、世界的な「GX（グリーントランスフォーメーション）※3」等の動きが本格化する中、わが国では、令和2年に、令和32年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの脱炭素社会を実現するという、「2050カーボンニュートラル宣言」を行いました。

また、令和3年には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正や「地球温暖化対策計画」の改定などを行い、地球温暖化対策を加速させています。

福島県の年平均気温



出典：福島地方気象台・仙台管区気象台「福島県の気候変動」

※3 脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮した先端技術を活用し、経済社会システム全体を変革（トランスフォーメーション）する取組。

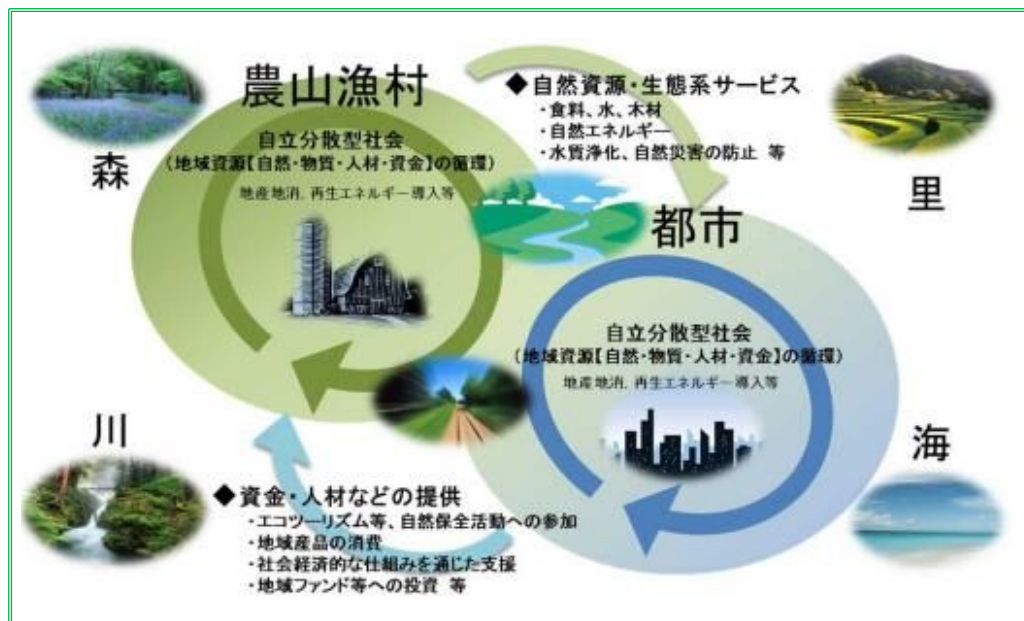
③ 「第五次環境基本計画」

わが国では、「SDGs」や地球温暖化対策などの世界的な動きや複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、平成30年に、「第五次環境基本計画」を策定しました。

この計画では、「地域循環共生圏^{※4}」の創造に向け、“「SDGs」の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する”ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点から新しいものを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、この計画で示された「地域循環共生圏」等の考え方や政策上の基本原則を踏まえつつ、令和5年度から、次期計画の策定に向けた検討を行うこととしています。

「地域循環共生圏」の概念図



出典：「第五次環境基本計画」の概要（環境省）

※4 エネルギーや食を地産地消しながら、地域の中で資源が循環する「自立・分散型」の社会をつくり、地域同士が互いに資源を補完しながら支え合うという考え方であり、「SDGs」の実践（ローカルSDGs）を目指すもの。

④ 生物多様性

地球上には3,000万種ともいわれる多様な生きものがありますが、私たち人間の生活は、こうした多様な生きものの生態系に深くかかわっており、自然環境を守り、さまざまな生物多様性^{※5}の恵みを持続的に利用していくことは、人類共通の最重要課題の一つです。

世界全体で生物多様性の保全に取り組むため、平成4年に「生物多様性条約」が締結されました。また、平成22年には、生物多様性の損失を止めるため、20項目の国際目標「愛知目標」が定められましたが、完全に達成した項目はなく、過去半世紀に世界の生物多様性は約7割が失われたとされています。

これを踏まえ、令和4年にモントリオールで開催された「国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」では、23項目の新たな国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が定められ、世界各国で、生物多様性の損失を止めるだけでなく、回復させることを重視した取組が進められています。

⑤ 資源循環対策

■「第四次循環型社会形成推進基本計画」

わが国が平成30年に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、それまでの取組に加え、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理のさらなる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げており、循環型社会の形成を進めています。

■プラスチックの資源循環

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題の深刻化などを背景に、プラスチックの資源循環を促進する重要性が高まっています。

わが国では、令和元年に、使い捨てプラスチックの使用削減、プラスチック資源のわかりやすく効果的な分別回収・リサイクルの推進、海洋プラスチック対策などが盛り込まれた「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

※5 生物や生態系の豊かさを表す言葉。単に多様な生物がいるだけのことでなく、それぞれの土地で進化してきた一つひとつ個性を持った多様な生物が、他の生物と直接的・間接的につながりを持って生きている状態をいう。

また、令和4年には、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、プラスチックの再資源化に向けた取組を強化しています。

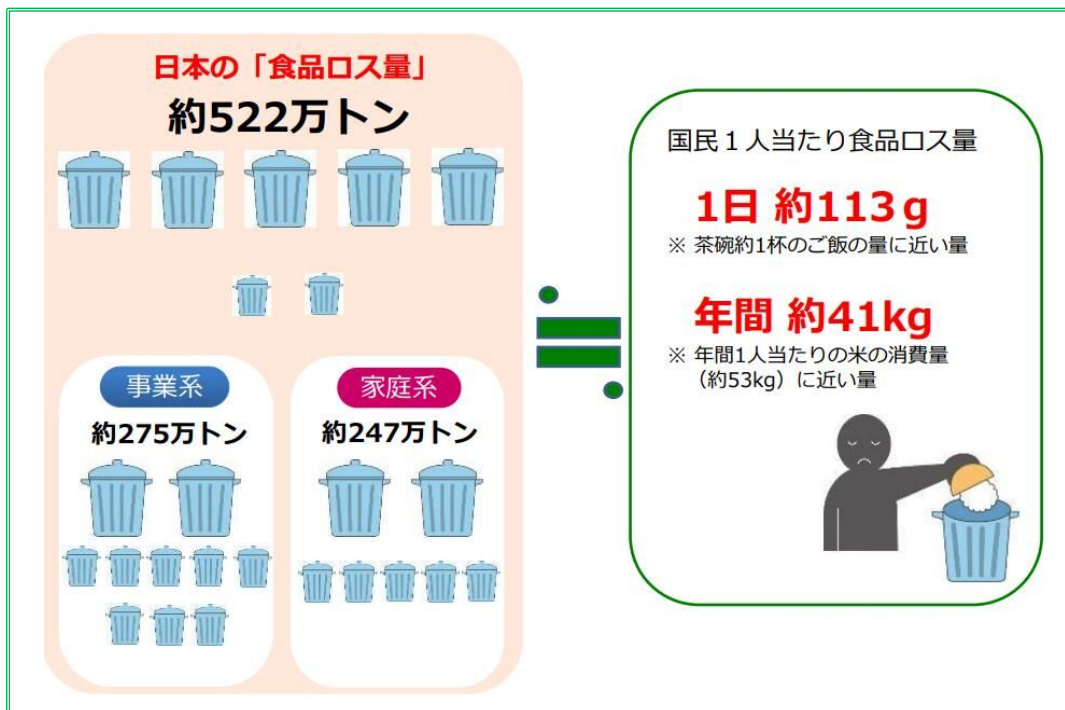
■食品ロス対策

近年、世界的に食品ロス※⁶の削減に関する機運が高まっています。わが国においても、食品ロス削減の取組を「国民運動」として推進するため、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、令和2年には「食品ロスの削減に関する基本的な方針」を定めています。

わが国の令和2年度の食品ロス量の推計値は約522万トンで、国民1人当たり、1日茶碗1杯分のご飯を捨てていることとなります。

食品ロスは、食料生産時のエネルギーの無駄な消費や、運搬・廃棄時における余分な二酸化炭素の排出などから、食料問題だけでなく、環境にも悪影響を及ぼす問題となっています。

日本の食品ロスの状況（令和2年度推計値）



出典：農林水産省ホームページ

※⁶ 本来食べられる食品を捨ててしまうこと。

（２）アンケート調査にみる市民の意識

本市では、市民の意識・意見を本計画に十分に反映させるため、市民や事業者、小・中学生を対象としたアンケート調査を行いました。

その結果の中から、主な結果を抜粋すると、次のとおりです。

アンケート調査の概要

項 目	市 民	事業者	小・中学生
調査対象	16 歳以上の市民	市内の事業者	市内の小学 5 年生と 中学 2 年生（全員）
配布数	2,000	500	795
調査方法	郵送配布・返信用封筒による回収		各学校での配布・回収
調査地域	市内全域		
調査時期	令和 4 年 9 月		
有効回収数	640	173	604
有効回収率	32.0%	34.6%	76.0%

① 環境問題に関心があるか

【市 民】 “関心がある” 58.1%（前回 63.6%）

【事業者】 “関心がある” 71.1%（前回 72.1%）

【小・中学生】 “関心がある” 70.1%

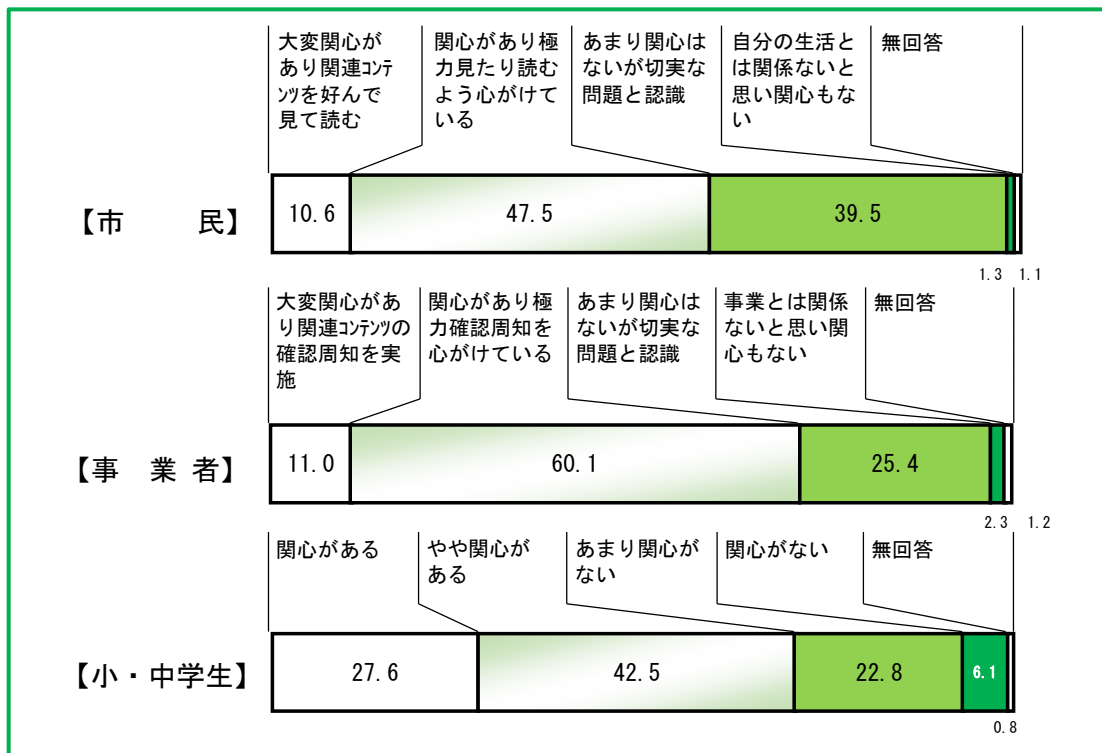
環境問題に関心があるかについては、「大変関心があり関連コンテンツを好んで見て読む」と「関心があり極力見たり読むよう心がけている」を合わせた“関心がある”という人が、市民では約6割、事業者と小・中学生では約7割にのぼり、大半の人が関心がある様子が見えます。

しかし、市民では事業者や小・中学生に比べて低いほか、前回のアンケート結果よりもやや低くなっています。

市民の結果を年齢別で見たところ、10代から30代で4割前後と低く、高校生以降の若い世代の関心が低いことがうかがえます。

環境問題に関心があるか（市民・事業者・小・中学生）

（単位：％）



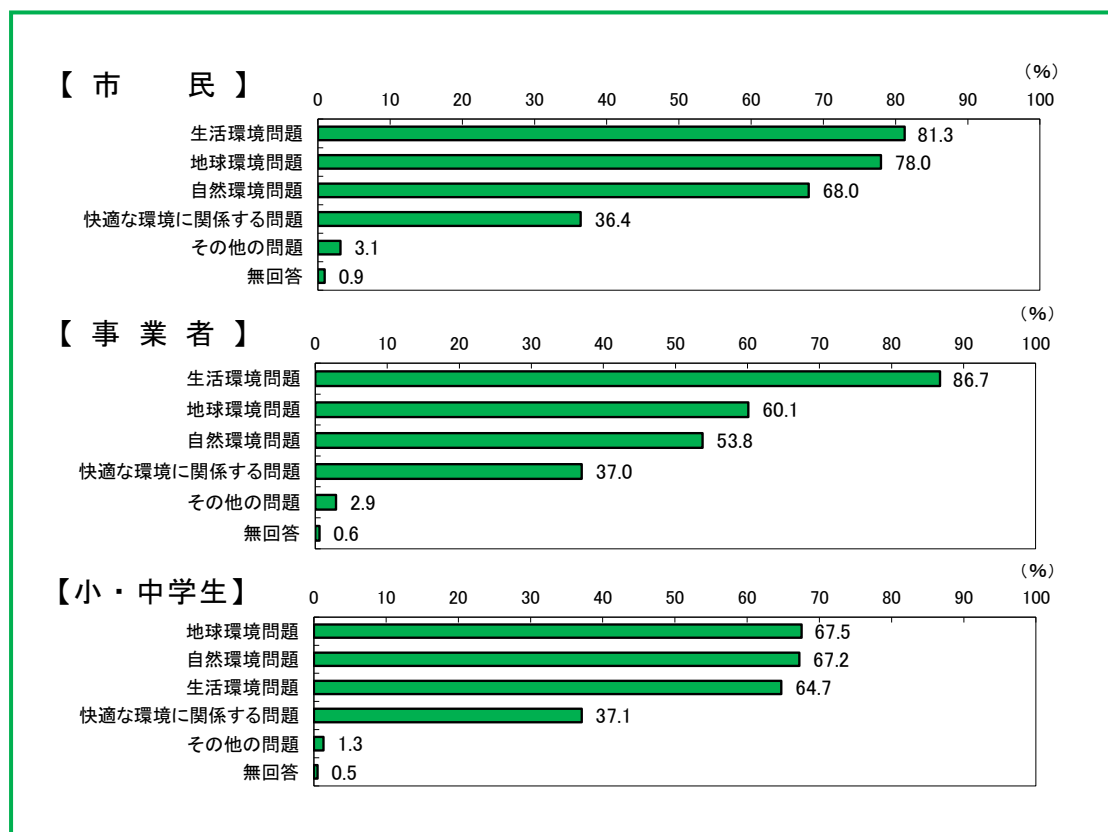
② あなたが考える環境問題とはどのようなものか

【市 民】	第1位「生活環境問題」	第2位「地球環境問題」
【事業者】	第1位「生活環境問題」	第2位「地球環境問題」
【小・中学生】	第1位「地球環境問題」	第2位「自然環境問題」

環境問題とはどのようなものかについては、市民と事業者では公害や放射線などの生活環境、小・中学生では気候変動や地球温暖化などの地球環境が環境問題の代表としてとらえられていることがうかがえます。

なお、前回のアンケート結果と比べると、市民と事業者では、前回・今回ともに「生活環境問題」が第1位であることに変わりはありませんが、市民では前回第4位、事業者では前回第5位の「地球環境問題」が第2位に順位を上げ、気候変動や地球温暖化などの地球環境を考える機会が増えてきていることがうかがえます。

あなたが考える環境問題とはどのようなものか（市民・事業者・小・中学生）



③ 市の環境施策の満足度

【満足度が高い環境施策】

- 第1位 市民の不安軽減（放射線モニタリング調査、被ばく検査・相談等）
- 第2位 歴史的文化的環境の保全
- 第3位 水環境と水循環の保全

【満足度が低い環境施策】

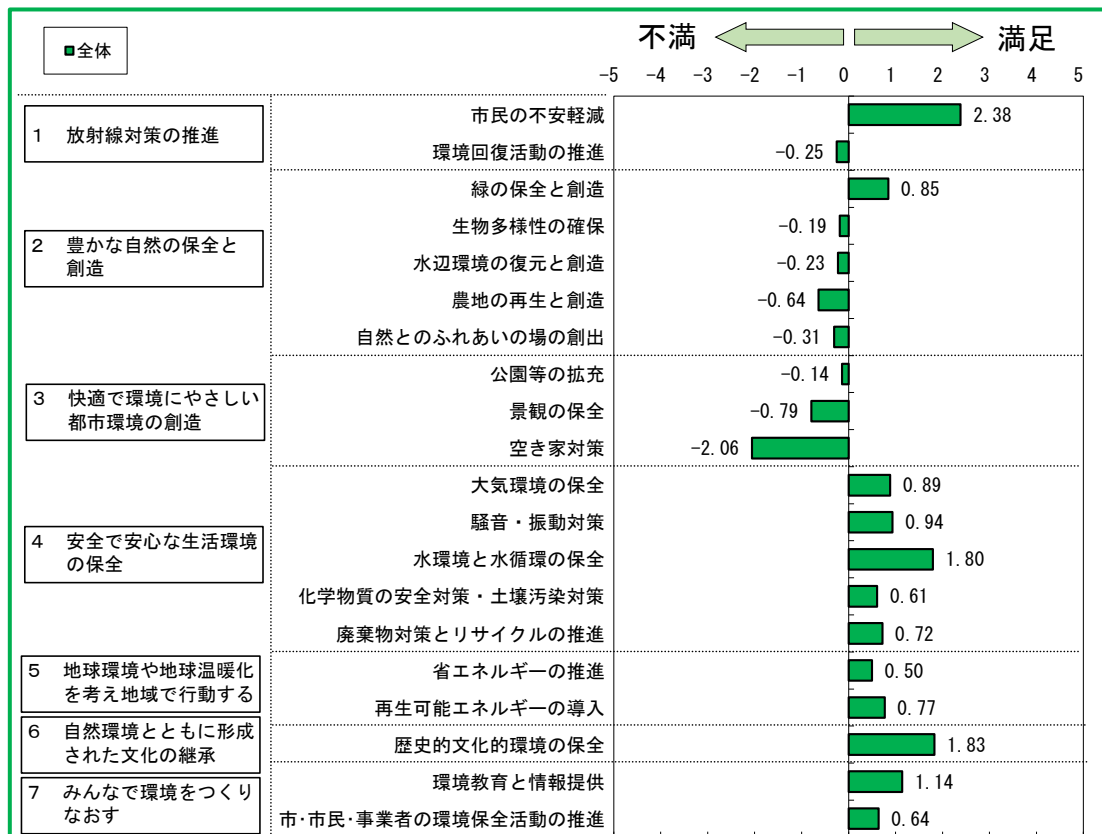
- 第1位 空き家対策
- 第2位 景観の保全
- 第3位 農地の再生と創造

市の環境施策の満足度を探るため、7分野 20 施策を設定し、施策ごとに「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない・わからない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、放射線の不安軽減対策をはじめ、生活環境分野、地球環境分野、歴史文化環境分野、市民参画・協働分野の施策の満足度が高く、自然環境分野と都市環境分野の施策（特に空き家・景観・農地関連）の満足度が低くなっています（事業者の結果もほぼ同様）。

市の環境施策の満足度（市民）

（単位：評価点）



④ 市の環境施策の重要度

【重要度が高い環境施策】

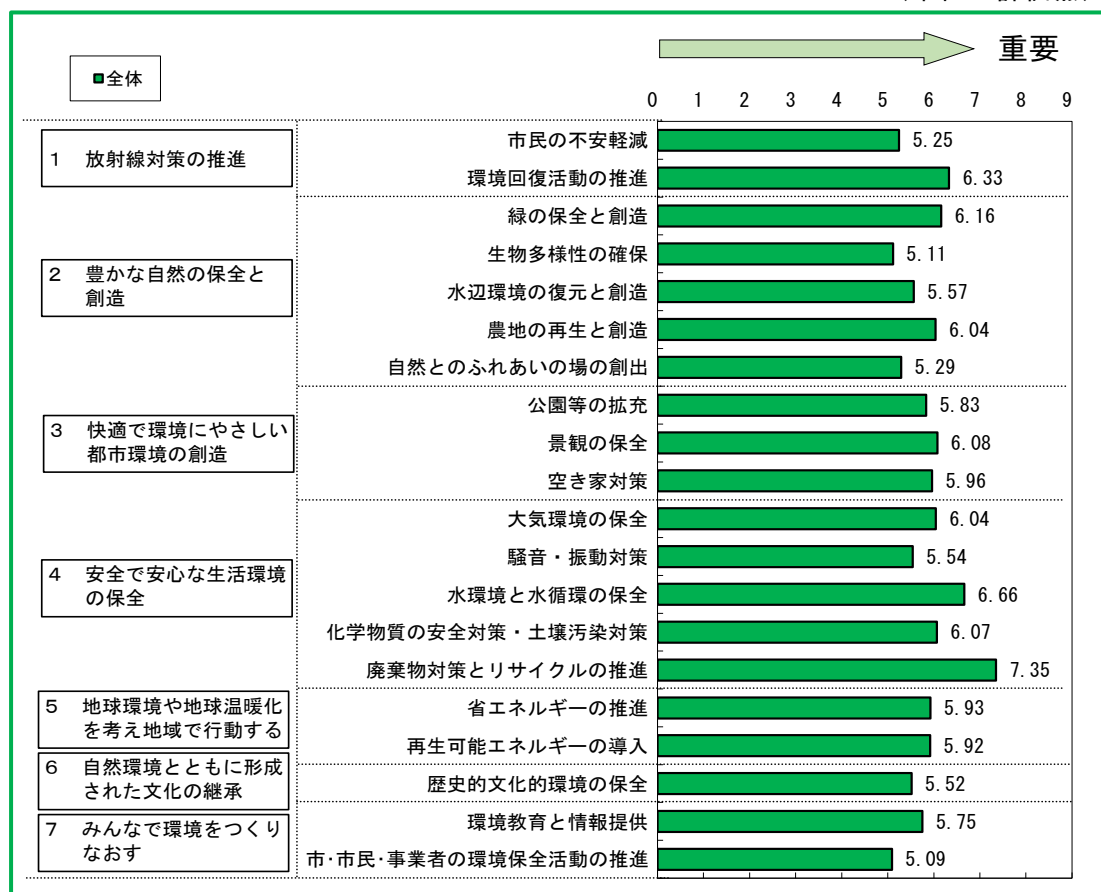
- 第1位 廃棄物対策とリサイクルの推進
- 第2位 水環境と水循環の保全
- 第3位 環境回復活動の推進（宅地・農地・森林・河川等の環境回復）
- 第4位 緑の保全と創造
- 第5位 景観の保全
- 第6位 化学物質の安全対策・土壌汚染対策
- 第7位 農地の再生と創造
- 第7位 大気環境の保全（同率第7位）
- 第9位 空き家対策
- 第10位 省エネルギーの推進

市の環境施策の重要度を探るため、満足度と同様に5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、上位10施策をみると、生活環境分野の施策が4施策、自然環境分野の施策が2施策、都市環境分野の施策が2施策、放射線関連分野の施策が1施策、地球環境分野の施策が1施策で、“安全・安心な生活環境づくり”をはじめ、“豊かな自然環境の保全と創造”、“快適な都市環境・景観の創造”が重視されていることがうかがえます（事業者の結果もほぼ同様）。

市の環境施策の重要度（市民）

（単位：評価点）



⑤ 「SDGs」の認知度と理解度

【市 民】 認知度 80.5% 理解度 42.7%

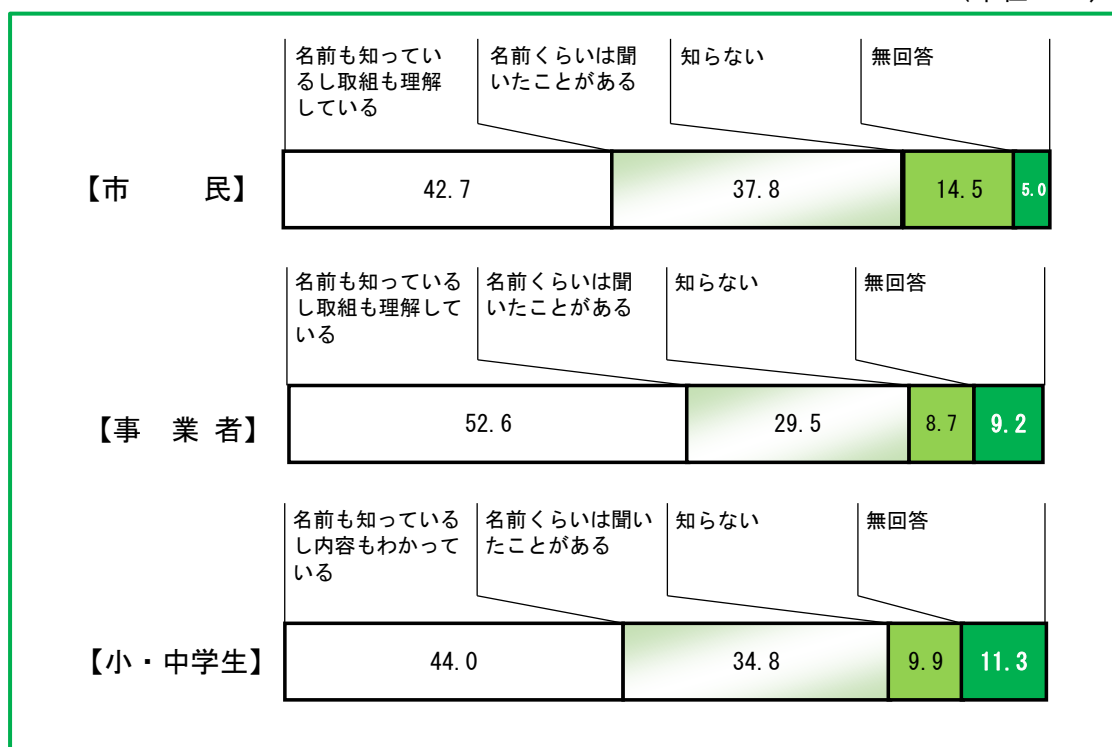
【事業者】 認知度 82.1% 理解度 52.6%

【小・中学生】 認知度 78.8% 理解度 44.0%

「SDGs」の認知度（「名前も知っているし取組も理解している」と「名前くらいは聞いたことがある」の合計）と理解度（「名前も知っているし取組も理解している」）については、認知度は、市民、事業者、小・中学生ともに8割前後と高くなっていますが、理解度は、事業者に比べて市民や小・中学生ではかなり低くなっており、さらなる周知の必要性が示される結果といえます。

「SDGs」の認知度と理解度（市民・事業者・小・中学生）

（単位：％）



4 南相馬市の環境面からみた主要課題

これまでみてきた本市の特性、環境をめぐる動き、市民の意識を踏まえ、南相馬市の環境面からみた主要な課題をまとめると、次のとおりです。

1

市一体となった地球温暖化対策の推進

地球温暖化が一層深刻化し、人類の生存さえ脅かす重大な問題を引き起こしており、世界・国・地域、そして市民一人ひとりが、その対策をこれまで以上に強力に進めるべき時代を迎えました。

このような中、本市においても、アンケート結果にみられるように、地球温暖化への関心が高まってきており、“環境問題とはどのようなものか”について、「地球環境問題」が、市民では第2位（前は第4位）、事業者でも第2位（前は第5位）、小・中学生では第1位にあげられています。

このため、「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」を行ったまちとして、ゼロカーボン・脱炭素社会を着実に実現していくため、市一体となった地球温暖化対策を積極的に進めていく必要があります。

2

廃棄物の適正処理と減量化・資源化の促進

全国的に資源の循環を促進する取組の重要性が一層高まり、廃棄物の発生抑制と循環利用を基本とした持続可能な循環型社会の形成が求められています。

このような中、本市においても、アンケート結果にみられるように、廃棄物対策を重視する傾向が強くなっており、“重要度が高い環境施策”として、「廃棄物対策とリサイクルの推進」が、市民・事業者ともに第1位となっています。

このため、廃棄物の適正処理体制の充実はもとより、廃棄物をできるだけ出さない循環型のまちづくりに向け、減量化・資源化を促進する取組を積極的に進めていく必要があります。

3

豊かな自然環境・農村環境の保全と共生

社会環境が大きく変化する中、全国的に自然の減少や自然環境の悪化、森林や農地の荒廃、生物多様性の損失などが進み、自然環境・農村環境や生物多様性の保全・回復が求められています。

このような中、本市においても、アンケート結果にみられるように、自然環境・農村環境の保全を重視する傾向が強くなっており、“重要度が高い環境施策”として、「緑の保全と創造」が、市民では第4位、事業者では第5位となっているほか、「農地の再生と創造」も上位にあげられています。

このため、阿武隈高地と田園空間、太平洋に代表される美しく豊かな自然環境・農村環境の保全と共生に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

4

安全・安心・快適な生活環境の保全と創造

東日本大震災・原子力災害からの復興・再生が着実に進み、生活基盤や生活環境の向上が進んでいますが、今後もすべての市民が不安のない暮らしを送るためには、あらゆる環境汚染等を防止する取組を継続して実施していくことが重要です。

このような中、本市においても、アンケート結果にみられるように、生活環境への関心が強くなっており、“環境問題とはどのようなものか”について、公害や放射線などの「生活環境問題」が、市民・事業者ともに第1位にあげられています。また、“重要度が高い環境施策”として、「水環境と水循環の保全」と「環境回復活動の推進（宅地・農地・森林・河川等の環境回復）」が、市民・事業者ともに第2位・第3位となっています。

このため、水環境の保全をはじめ、公害等の環境汚染の防止、景観の保全、空き家対策、放射線対策など、市民が安全・安心・快適に暮らせる生活環境づくりをさらに進めていく必要があります。

5

環境に関する広報・啓発活動、教育活動等の推進

これまでみてきた各主要課題に対応し、本市の良好な環境を守り、次の世代へつないでいくためには、行政だけではなく、市民や事業者の積極的な参画・協働が必要不可欠です。

しかし、アンケート結果にみられるように、環境問題全般に対する市民の関心は高いとはいえず、環境問題に“関心がある”という市民の割合は、事業者や小・中学生に比べて低いほか、前回よりもやや低くなっています。特に、高校生以降の若い世代の関心の低さが目立ちます。また、“「SDGs」の理解度”についても、市民や小・中学生では、事業者よりもかなり低くなっています。

このため、若い世代を含め、より多くの市民の環境に対する意識や知識を高め、本市の環境を守り、よくし、生かす取組を協働して行うことができるよう、広報・啓発活動や情報提供の充実、環境教育の機会の拡充などを進めていく必要があります。

第3章 目指す環境像と計画の体系

1 目指す環境像

目指す環境像は、本市の特性、環境をめぐる動き、市民の意識、そして南相馬市の環境面からみた主要課題を総合的に勘案し、本市が将来目指すまちの姿を内外に示すものです。

本市は、今後、市一体となった地球温暖化対策をはじめ、資源循環対策、自然との共生、生活環境の保全など、本市の良好な環境を守り、よくし、生かしていく取組を、市民・事業者とともに積極的に進めます。

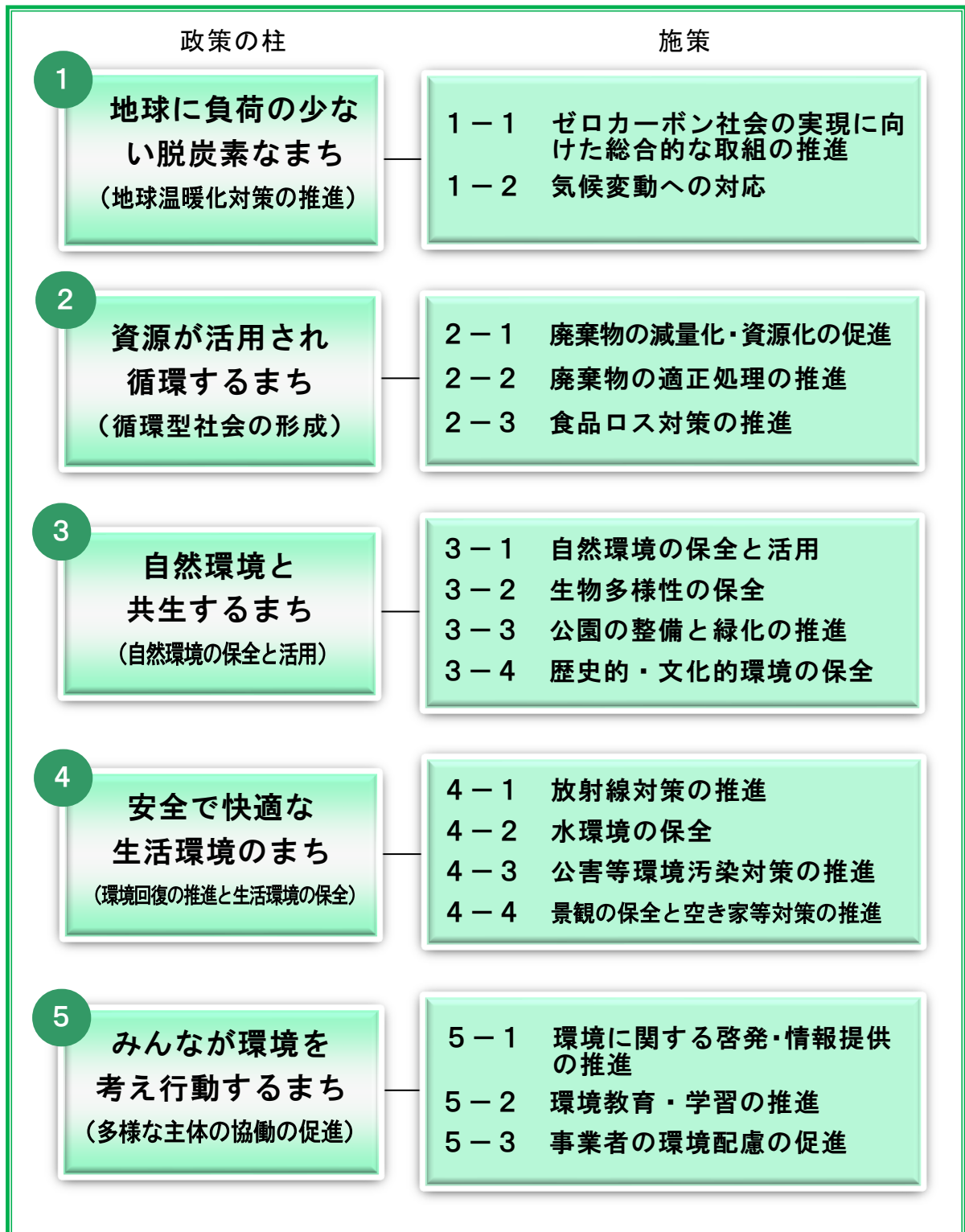
そして、これらによって、阿武隈高地と田園空間（緑）、太平洋（海）に代表される美しく豊かな自然と人が、ともにつながり合い、生かし合い、輝き合う、地球に負荷の少ない持続可能なまち（地球にやさしいまち）を、一人ひとりが自分のこととして考え、行動し、つくっていく（私がつくる）という想いを込め、目指す環境像を次のとおり定めます。

**私がつくる 緑と海と人が輝き合う
地球にやさしいまち みなみそうま**



2 計画の体系

目指す環境像の実現に向け、計画の体系（5つの政策の柱と16の施策）を次のとおり定めます。



第4章 施策の展開

政策の柱1 地球に負荷の少ない脱炭素なまち (地球温暖化対策の推進)



施策1-1 ゼロカーボン社会の実現に向けた総合的な取組の推進

現状と課題

本市では、国や福島県の2050年カーボンニュートラルに向けた取組を踏まえ、市内における令和32(2050)年度までのゼロカーボン社会の実現を目指すべく「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

再生可能エネルギーの普及促進や省エネルギーの推進などの取組を拡大していくとともに、電化への切り替え、脱炭素につながる取組の促進、森林の保全などの取組も加えながら、市民・事業者・行政が連携協力しながら進めていく必要があります。

主な取組

1-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大

環境政策課

市内における再生可能エネルギーを最大限導入し、地域内の経済循環の拡大を図ります。

【具体的な取組】

- 太陽光発電の地産地消の推進
- 太陽光、風力、小水力、バイオマス^{※7}など多様な再生可能エネルギーを導入したエネルギーミックスの推進
- 水素など次世代エネルギーの活用推進

※7 木材や生ごみ、家畜排せつ物をはじめ、動植物などから生まれた有機性資源（化石資源を除いたもの）。

1-1-2 暮らしのゼロカーボンの推進**環境政策課**

暮らし（家庭）におけるゼロカーボンを推進し、市民が快適なライフスタイルを享受することを目指します。

【具体的な取組】

- ・新築住宅のZEH^{※8}や高断熱化の推進、既存住宅の断熱改修の推進
- ・自家消費型太陽光発電の推進
- ・省エネ家電（照明、空調、高効率給湯器など）の導入促進
- ・電動車（EV^{※9}、水素燃料電池自動車）の導入推進
- ・グリーン交通システム（充電スポットやカーシェアリングなど）の構築
- ・環境行動（省エネ行動、ごみ減量化等）の推進
- ・新しい脱炭素化につながる国民運動「デコ活」の周知や取組の推進

1-1-3 観光のゼロカーボンの推進**環境政策課**

観光におけるゼロカーボンを推進します。

【具体的な取組】

- ・市内全域でのEV充電スポットの整備
- ・鉄道等の公共交通の利用促進

1-1-4 産業のゼロカーボンの推進**環境政策課**

産業におけるゼロカーボンを推進します。

【具体的な取組】

- ・すべての産業部門での脱炭素化の推進
- ・建築物のZEB^{※10}化や業務用車両の電動化の推進
- ・産業構造の変化を先取りした事業展開や部品開発の推進
- ・新しい脱炭素化につながる国民運動「デコ活」の周知や取組の推進

※8 Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅のこと。

※9 Electric Vehicle の略称。電気を動力にして動く車両全般。

※10 Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指したビルのこと。

1-1-5 人材の育成	環境政策課 学校教育課
再生可能エネルギー等を創る・使う・育てる人材や事業者の会得と育成を推進します。 【具体的な取組】 ・小・中学生への脱炭素化に向けた環境教育の実施 ・市民、事業者に向けた脱炭素セミナーや出前講座の実施 ・教育を通じて脱炭素に関する知識を身に付けられる環境の整備 ・産業分野で活躍する専門人材の育成に向けた大学等との連携推進	
1-1-6 公共施設の脱炭素化とレジリエンスの強化	環境政策課 公有財産管理課
公共施設の脱炭素化とレジリエンス^{※11}の強化を推進します。 【具体的な取組】 ・公共施設の省エネ対策の強化と再エネ導入の拡大 ・市の業務における省資源、省エネルギー対策の強化 ・公用車へのEV、水素燃料電池自動車等の導入推進	
1-1-7 森林の保全・活用	農林整備課
CO₂の吸収源である森林の保全を図ります。 【具体的な取組】 ・CO₂の吸収源となる森林整備の実施 ・未利用材のバイオマスエネルギー利用の推進 ・建築物への地域材の利用拡大	

※11 さまざまな危機や困難からの回復力。

環境指標

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
CO ₂ 排出量の削減率 (平成25年度比)	%	18.0 (令和2年度)	50.0
再生可能エネルギーの導入比率	%	96.0 (令和3年度)	100.0 以上
世帯当たりの太陽光発電設置割合	%	11.0 (令和3年度)	20.0

コラム

「デコ活」脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

2050年までのカーボンニュートラル達成という目標の達成には、普段のわたしたちの暮らし、ライフスタイルの分野からも大幅なCO₂削減が求められます。しかしながら、現状では国民や消費者の行動として定着しているとは言えない状況です。このため、脱炭素につながる新しく豊かな暮らしの実現に向けて、国民行動変容やライフスタイルの転換を進める必要があり、その国民運動が「デコ活」です。デコ活とは、CO₂を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。「脱炭素につながる新しい暮らしの実現」という国の一貫したメッセージに基づき、自治体や企業・団体・消費者が連携した取組みを行うことで、脱炭素社会の実現を目指します。



脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後(出典:環境省)

施策1－2 気候変動への適応策の推進

現状と課題

近年の世界的な気温の上昇により、大雨による洪水・土砂災害の増加や熱中症リスクに代表される健康被害の増加、農作物の品質低下等の影響が国内でも多く出ています。

このため、施策1－1で気温上昇の原因となる温室効果ガスの削減に向けた取組である「緩和策」について示しましたが、「緩和策」を講じても、現在進行中である気温上昇に伴う影響や被害は生じてしまいます。

そのため、その被害を軽減させたり、温暖化した環境においても、よりよい生活が過ごせるようにするため、本市においても気候変動への「適応策」の取組を実施していく必要があります。

緩和策と適応策



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

主な取組

1-2-1 気候変動への適応に向けた取組の実施

環境政策課
公有財産管理課
農林整備課
農政課
土木課
危機管理課
健康政策課
健康づくり課
長寿福祉課
学校教育課

気候変動適応法第7条に基づき策定された「気候変動適応計画」に記載される分野について、本市での今後の影響を踏まえた取組を実施します。

【具体的な取組】

- ・熱中症の予防に関する普及啓発
- ・「熱中症特別警戒情報」等の発令時の注意喚起
- ・公共施設・民間施設のクーリングシェルター※¹²の指定及び開放
- ・防災ハザードマップ（洪水・土砂災害等）※¹³の更新・周知
- ・災害発生前の速やかな情報提供
- ・河川や道路、雨水渠の適切な整備
- ・気候変動による農作物への影響（病虫害、収穫時期、栽培環境、品質低下等）についての情報収集
- ・気候変動に対応する品種への転換や栽培方法の導入促進（水稻、野菜等）

環境指標

指標名	単位	令和4年度 （実績値）	令和12年度 （目標値）
クーリングシェルターの指定施設数	施設	27 （令和5年度）	40

※¹² 暑熱避難所。冷房設備が整っていて暑さをしのげる場所。

※¹³ 災害を予測し、その被害範囲や避難場所・避難経路などを地図上に示したもの。

政策の柱2 資源が活用され循環するまち (循環型社会の形成)



施策2-1 廃棄物の減量化・資源化の促進

現状と課題

ごみをできるだけ出さず、資源として利用し、環境への負荷を少なくする循環型の社会づくりが求められています。近年では、令和4年に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチックの資源循環に向けた取組が強化されています。

本市ではこれまで、広報紙やホームページの活用、家庭ごみ収集カレンダーやごみ減量ガイドブックの作成・配布、ごみ分別アプリの提供等により、ごみの出し方などに関する周知・啓発活動を進めてきたほか、家庭用生ごみ処理容器の設置支援や資源集団回収の支援を行い、ごみの減量化・資源化を促進してきました。

しかし、本市における1人当たりのごみの排出量は、国・県の平均を上回っており、一層の取組が求められる状況にあります。

このため、市民・事業者の理解をさらに深めながら、3R※¹⁴によるごみの減量化・資源化を促していく必要があります。

3 R



※¹⁴ リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）。

主な取組

2-1-1 ごみ分別の徹底の促進	生活環境課
広報紙やホームページ、家庭ごみ収集カレンダー、ごみ減量ガイドブック、ごみ分別アプリ等を活用し、ごみ出しルール・マナーに関する周知・啓発活動を強化し、市民・事業者のごみ分別の徹底を促進します。	
2-1-2 3Rの促進	生活環境課
ごみをできるだけ出さない生活様式・事業活動への転換に向け、啓発活動の強化をはじめ、家庭用生ごみ処理容器の設置に関する支援、資源集団回収への支援等を通じ、市民・事業者の自主的な3Rを促進します。	
2-1-3 下水汚泥の利活用の促進	下水道課
汚水の処理施設から発生する下水汚泥について、農業用肥料としての利活用を促進していきます。	

環境指標

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
1人1日当たりのごみ排出量	g/ 人・日	1,164	923以下

施策2-2 廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

ごみをできるだけ資源として利用することが求められていますが、どうしても利用できないものについては、適正に処理・処分することが必要です。

本市のごみは、ごみ集積所に出され、委託事業者等によって収集・運搬し、「クリーン原町センター」で中間処理を行っています。

「燃えるごみ」は焼却処理施設で焼却し、「燃えないごみ」と「粗大ごみ」は粗大ごみ処理施設で粉碎・選別処理し、「資源ごみ」はリサイクル施設で選別・圧縮等の後、資源化しています。

また、焼却処理施設の焼却残渣や粗大ごみ処理施設の破碎残渣等については最終処分場で埋め立て処分しています。

本市ではこれまで、「クリーン原町センター」の各施設の修繕や延命化を進め、ごみ処理・処分体制の維持に努めてきましたが、各施設の老朽化の状況や耐用年数を考慮すると、将来的には新たな施設が必要であり、令和17年度までに施設一式を新設する予定となっています。

このため、ごみ収集・運搬体制の維持・充実や各施設の修繕・延命化を図り、ごみの適正な処理・処分を引き続き行うとともに、施設一式の新設に向けた準備を進めていく必要があります。

クリーン原町センター



主な取組

2-2-1 ごみ集積所の環境整備	生活環境課
ごみ集積所について、市民ニーズを踏まえながら、必要に応じて適正配置を進めるほか、市民・団体による周辺の美化活動を促進します。	
2-2-2 ごみ収集・運搬体制の充実	生活環境課 長寿福祉課 社会福祉課
収集の効率化や安全性の確保、環境負荷の低減等を視野に入れ、ごみ収集・運搬体制の充実を図るほか、高齢や障がい等によりごみ出しができない世帯については、戸別収集を継続します。	
2-2-3 ごみ処理・処分施設の適正管理	生活環境課
「クリーン原町センター」の各施設の修繕や延命化を図り、ごみの適正な処理・処分を引き続き行います。	
2-2-4 ごみ処理・処分施設一式の新設に向けた取組の推進	生活環境課
将来にわたってごみの適正な処理・処分が行えるよう、南相馬市一般廃棄物処理基本計画及び、令和5年度に策定予定の一般廃棄物処理施設整備基本構想に基づき、ごみ処理・処分施設一式の新設（令和17年度まで）に向けた取組を進めます。	

環境指標

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
野積み集積所の箇所数	箇所	330	250 以下

施策2-3 食品ロス対策の推進

現状と課題

本来食べられる食品を捨ててしまう食品ロスへの対応は、世界的に重要な課題となっており、わが国では、食品ロス削減の取組を「国民運動」として推進するため、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2年3月には、「食品ロスの削減に関する基本的な方針」が定められました。

福島県においても、これらを踏まえ、令和4年6月に「福島県食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス削減への取組を強化しています。

福島県の食品ロスの内訳（令和元年度推計値）をみると、家庭系の食品ロスが約65%で、全国（約47%・令和2年度推計値）を大きく上回り、家庭での食べ残しなどが非常に多くなっています。

食品ロスは、エネルギーの無駄な消費や余分な二酸化炭素の排出などにより、食料問題だけでなく、環境にも悪影響を及ぼしていることから、本市においても、啓発や教育の推進をはじめ、食品ロスをできるだけ減らす取組を進めていく必要があります。

福島県の食品ロス削減啓発ポスター

旅館・飲食店向け

子ども向け



主な取組

2-3-1 食品ロスに関する啓発・教育等の推進	生活環境課 学校教育課 生涯学習課
広報紙をはじめとするさまざまな情報媒体、学校教育・生涯学習を通じ、食品ロスの削減に向けた情報提供や啓発、教育・学習を推進します。	
2-3-2 「食べ残しゼロ協力店・事業所」の認定支援	生活環境課
県と連携し、食品ロスの削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店を「食べ残しゼロ協力店・事業所」として認定する制度の周知・啓発等を行い、認定店の拡大を促します。	
2-3-3 フードバンクの仕組みづくりの検討	生活環境課
食品ロスの削減と必要な人への未利用食品・規格外農産物の提供を図るため、市民団体や事業者等によるフードバンク※¹⁵の仕組みづくりについて検討していきます。	

環境指標

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
可燃ごみに占める野菜くずや食べものの残り等の割合	%	15.4	14.0

※¹⁵ 未利用食品を収集し、子どもや生活困窮者等へ提供する活動。

政策の柱3 自然環境と共生するまち (自然環境の保全と活用)



施策3-1 自然環境の保全と活用

現状と課題

森林や農村は、木材や農産物の生産だけではなく、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的な機能を持ち、さまざまな面で環境保全と深く結びついています。

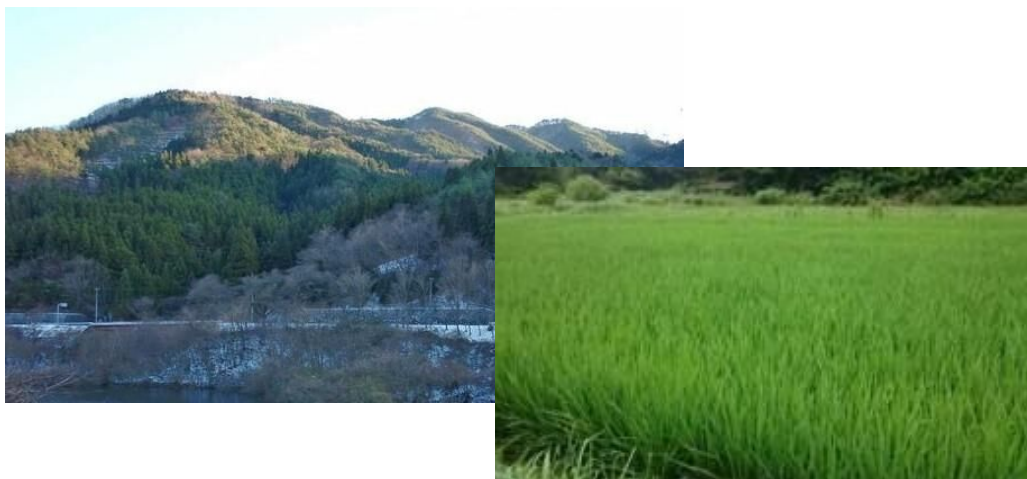
このため、森林や農村を適切な形で維持・保全し、これらとともに生き、後世に伝えていくことが求められています。

本市は、西側に阿武隈高地が連なり、広大な森林を有するまちであるとともに、米をはじめ、ブロッコリーやかぼちゃなどの野菜、梨などの果樹の生産、畜産が盛んに行われています。

本市ではこれまで、森林の保全・活用や適正管理の促進、農村環境の保全や環境にやさしい農業の展開に向けた取組などを進めてきました。

今後とも、これらの取組をさらに充実・発展させ、森林や農村とともに生き、それらの恵みを生かしたまちづくりを進めていく必要があります。

森林と農地



主な取組

3-1-1 森林の適正管理・整備、総合的利用の促進	農林整備課 博物館
森林の保全・活用に向け、関係機関と連携し、「ふくしま森林再生事業」の実施、森林経営管理制度や森林環境譲与税の活用等による森林の適正管理・整備の促進を図るほか、多様な主体と協働し、森林・里山の保全・育成、環境教育・学習、交流活動の場としての利用を図ります。	
3-1-2 農村環境の保全と創造	農林整備課 農政課
農村の持つ多面的機能の維持・発揮等に向け、ほ場整備などによる農業生産基盤の充実をはじめ、農地や農道・水路等を保全する地域ぐるみの共同活動の支援、耕作放棄地の防止と解消に向けた取組、有害鳥獣対策の強化を図ります。	
3-1-3 環境保全型農業の促進	農政課
有機栽培や化学肥料の使用量低減、家畜排せつ物の適正処理及びたい肥としての活用、緑肥※ ¹⁶ の活用など、環境保全型農業を促進します。	
3-1-4 多自然川づくりの推進	土木課 博物館
自然や暮らしと共生する河川環境の形成に向け、市内河川（準用河川・普通河川）について、多自然川づくり※ ¹⁷ を積極的に推進します。	

環境指標

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
市民植樹祭の参加人数	人	1,000	1,200

※¹⁶ 栽培した植物そのものを土壌にすき込んだ肥料のこと。

※¹⁷ 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らし等との調和にも配慮し、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために自然環境保護も含めた河川管理を行うこと。

施策3－2 生物多様性の保全

現状と課題

生物多様性を保全・回復し、その恵みを持続的に利用していくことは、人類を含めたすべての生きものにとって非常に重要なことですが、地球温暖化などによる気候変動の影響もあり、世界的に生物多様性が失われつつあります。

このような中、わが国では、令和4年に定められた生物多様性に関する国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」等を踏まえ、令和5年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を定め、ネイチャーポジティブ※¹⁸の実現に向けた取組を強化しつつあります。

本市には、山と海に囲まれた変化に富んだ地形等を背景に、希少種を含めた数多くの生きものが生息しています。

本市ではこれまで、本市に生息する動植物等の生態系の現況調査や、生息環境の保全に関する取組を進めてきました。

今後は、近年の世界・国・県の動向を勘案し、また、本市における生物多様性の損失状況等を踏まえ、新たな指針づくりのもと、生物多様性の損失を食い止め、さらには回復させることを目指した具体的な取組を進めていくことが必要です。

南相馬市の生きもの



アサギマダラ(伊賀和子氏提供)



カヤネズミ



チュウヒ(遠藤美知子氏提供)



クロサンショウウオ



ニホンウナギ

※¹⁸ 自然生態系の損失を食い止め、回復させていくこと。

主な取組

3-2-1 生物多様性の保全に関する理解の促進	環境政策課 博物館
本市における生物多様性の保全・回復及び持続可能な利用に関する理解促進のため、さまざまな機会、手段を用いた積極的な情報発信、普及啓発を推進します。	
3-2-2 希少種等の生息・生育環境の保全・回復	環境政策課 博物館
多様な主体と連携し、在来野生生物のうち、特に保護が必要な希少種や重要種の調査を実施するとともに、その生息・生育環境の保全・回復に向けた取組を推進します。	
3-2-3 外来種対策の推進	環境政策課 農政課 博物館
県の外来種リスト「ふくしまブルーリスト」等を踏まえ、市内で外来種が侵入・分布拡大しないよう、市民への啓発や情報提供を行うとともに、国や県と連携して防除対策を推進します。	

環境指標

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
希少野生生物を知っている市民の割合		—	増加を目指す

施策3－3 公園の整備と緑化の推進

現状と課題

公園や緑地は、緑豊かな快適な住環境の形成をはじめ、人々の憩い・交流の場の確保、防災性の向上、美しい景観の形成など、住民生活に重要な役割を果たしています。

本市には、都市公園が53箇所あり、多くの市民に利用されています。

本市ではこれまで、公園の整備を計画的に進めてきたほか、既存公園の適正管理に努めてきましたが、今後とも、緑豊かな住環境の形成や市民の憩い・交流の場の確保に向け、既存の公園施設・設備の点検・改修や市民との協働による維持管理体制の充実、市内外の多くの人々が利用できる新たな公園等の整備を進めていく必要があります。

また、本市では、行政区や企業と連携して花の植栽を行う緑豊かな景観づくり事業、県や関係団体と連携して道路の緑化を進める沿道緑化事業、愛護団体による緑化事業などにより、市内の緑化を進めています。

今後とも、花と緑あふれる快適な環境づくりに向け、これらの取組を継続して実施していく必要があります。

市民の緑化活動



主な取組

3-3-1 既存公園の整備充実と管理体制の充実	都市計画課
既存の公園について、施設・設備の点検・改修を計画的に行い、長寿命化に努めるほか、公園愛護団体等による維持管理活動を促進します。	
3-3-2 新たな公園等の整備	都市計画課
市内外の多くの人々が集まる魅力あるエリアの形成に向け、整備・利用計画に基づき、原町区北泉における新たな公園等の整備を進めます。	
3-3-3 緑化の推進	都市計画課 土木課 小高区地域振興課
花と緑あふれる快適な環境づくりに向け、緑豊かな景観づくり事業や沿道緑化事業、愛護団体の緑化事業などを継続して実施します。	

環境指標

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
1人当たりの都市公園面積	m ² ／人	21.11	30.00
緑豊かな景観づくり事業実施回数	回／年	2	2

施策 3-4 歴史的・文化的環境の保全

現状と課題

地域の歴史や文化は、長い年月をかけて育まれ、伝えられてきた貴重な財産であり、これらを大切に守り、生かし、そして次代へつないでいくことは、現代に生きる私たちの責務です。

現在、本市には、「相馬野馬追」をはじめ、「刺繍阿弥陀名号掛幅」や「旧武山家住宅」、「桜井古墳」などの国指定文化財が 11 件あるほか、県・市指定文化財も数多くあり、合計 148 件の指定文化財があります。

本市では、これらの文化財の周知・啓発や保存・活用を進めており、平成 30 年 3 月に文化財の保存・活用に関する総合的な指針である「歴史文化基本構想」を策定し、これに基づき、現在、史跡公園の整備や文化財の保存修理などを行っています。

こうした歴史的・文化的環境は、市民の郷土への愛着と誇りを高めるとともに、本市の歴史や風土を内外に発信するうえで大きな役割を担っていることから、今後とも、文化財等の適切な保存と活用を進め、本市ならではの歴史文化を体感できるまちづくりを進めていく必要があります。

「相馬野馬追」



「旧武山家住宅」



「泉官衙遺跡史跡公園」完成予想図



主な取組

3-4-1 史跡公園等の整備

文化財課

歴史文化を体感できるまちづくりに向け、「浦尻貝塚」及び「泉官衙遺跡」の史跡公園の整備、「大悲山石仏」の保存修理を計画的に進めます。

3-4-2 天然記念物の適切な保存

文化財課

「鹿島御子神社の大ケヤキ」をはじめとする天然記念物について、それぞれの保存計画を策定し、適切な保存を進めます。

環境指標

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
史跡公園整備面積	ha	2.21	15.71

政策の柱4 安全で快適な生活環境のまち (環境回復の推進と生活環境の保全)



施策4-1 放射線対策の推進

現状と課題

東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年以上が経過しましたが、被災地及び周辺では、今なお放射線に対する不安と環境への影響が残っています。

本市では、放射線対策として、さまざまな分野における除染や環境回復活動をはじめ、放射線のモニタリングや食の安全確保、被ばく検査など市民の健康管理、さらには小・中学生を対象とした放射線教育などを積極的に推進してきました。

現在、南相馬市役所前では、空間放射線量が日本各地の主要都市とほとんど差のない数値となっていますが、除染特別地域など線量が十分に下がらない一部の地域もあります。

今後とも、放射線の不安のない、安全・安心なまちづくりを進めるため、環境回復活動や放射性物質の検査・測定をはじめとする放射線対策を継続して実施していく必要があります。

空間線量率の他市等との比較（令和4年4月）



出典：原子力規制委員会 放射線モニタリング情報

主な取組

4-1-1 環境の回復に向けた取組の推進	環境政策課 農林整備課
環境の早期回復に向け、除染土壌の仮置場の早期撤去をはじめ、必要に応じた宅地のフォローアップ除染の実施、ため池の放射性物質対策を進めるとともに、未除染の森林等について放射性物質の処理方針を早期に決定するよう国に要請していきます。	
4-1-2 放射性物質の検査・測定の実施	環境政策課 農政課 農地集積課 水道課 学校教育課 こども育成課
安全・安心なまちづくりを進めるため、空間放射線量の測定、水道水・井戸水や農産物、自家消費食品、給食食材等の放射性物質の検査・測定を継続して実施し、その結果を広報紙やホームページで公表します。	
4-1-3 放射線に対する健康不安の軽減	健康づくり課
市民の健康管理、健康不安の軽減のため、内部被ばく検査や外部被ばく線量測定、放射線健康相談を継続して実施します。	
4-1-4 放射線教育・学習の推進	環境政策課 学校教育課 生涯学習課
放射線や放射線対策に関する市民の理解を一層深めるため、広報紙をはじめとするさまざまな情報媒体を通じ、情報提供や啓発を行うとともに、学校教育や生涯学習における放射線教育・学習を推進します。	

環境指標

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
仮置場設置箇所数	箇所	13	0
放射線による健康影響の「不安はない」と回答する市民の割合	%	47.5	80.0

施策4－2 水環境の保全

現状と課題

安全で良質な水道水の供給、河川等の水質保全、快適な生活環境づくりのため、水環境の保全に関する取組が求められています。

本市の水道水は、上水道事業（原町区）と簡易水道事業（小高区）、相馬地方広域水道事業（鹿島区）によって供給されており、水源は、井戸が中心となっています。

本市では、これらの水源の原水や浄水等の水質検査を毎年度実施していますが、今後とも、水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給できるよう、水道施設の整備はもとより、水源地の適正管理や水道水の水質検査を継続して実施する必要があります。

また、本市では、これら水道水の水質検査のほかに、市内を流れる河川の42地点の水質測定を年2回実施しています。

今後とも、市民が健康で安全・安心に暮らすことができるよう、これら河川水の水質測定を継続して実施する必要があります。

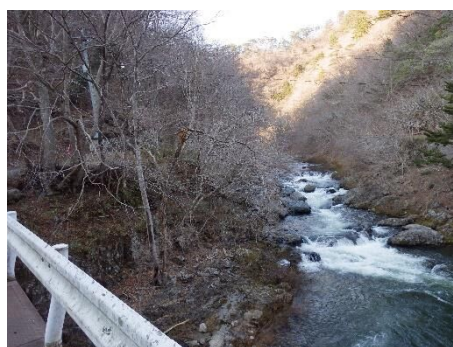
一方、生活排水等の汚水については、本市では、公共下水道事業と農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業によって処理しています。

これら汚水処理施設は、海や河川などの公共用水域の水質汚濁の防止や美しく快適な生活環境の確保、さらには循環型社会形成への貢献など、重要な役割を担っていることから、公共下水道事業及び農業集落排水事業の計画的推進、合併処理浄化槽の普及促進に努める必要があります。

真野川



新田川



主な取組

4-2-1 安全で良質な水道水の供給	水道課
安全で良質な水道水の供給に向け、安全・強靱・持続可能な水道事業を目指した水道施設の整備等を進めるとともに、水源地の監視及び適正管理、水質検査計画に基づく水道水の水質検査を継続して実施します。	
4-2-2 節水の促進	水道課
限りある資源の有効活用、温室効果ガスの排出削減の視点に立ち、市民・事業者の節水を促進します。	
4-2-3 河川の水質測定の実施	環境政策課
河川の水質汚濁を防止し、市民が健康で安全・安心に暮らせる環境づくりを進めるため、各河川の水質測定を継続して実施します。	
4-2-4 下水道事業の推進	下水道課
経済的かつ効率的な污水处理施設の整備を行い、水環境のさらなる向上を図ります。	

環境指標

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
污水处理人口普及率	%	86.7	90.8

施策4－3 公害等環境汚染対策の推進

現状と課題

公害とは、環境基本法において、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭によって、人の健康または生活環境にかかわる被害が生じること」と定義されています。

本市の公害の状況をみると、近年特に大きな問題は発生していませんが、騒音や振動、悪臭に関する苦情が若干みられます。

本市では、こうした苦情が寄せられた場合、市職員が速やかに現場に向かって状況を確認し、必要に応じて、県と連携し、発生源となった個人や事業者に対して指導等を行っています。

今後とも、これらの取組を継続して実施し、公害の未然防止と発生後の適切な対応に努める必要があります。

野焼きや家庭ごみなどの野外焼却については、悪臭や煙により、近隣住民とのトラブルにつながるだけでなく、ダイオキシン類などを発生させ、人々の健康へ影響を与えるおそれがあるため、一部の例外を除いて法律等で禁止されています。

このため、啓発活動等を通じて市民の理解を一層深め、野焼き等の防止に努める必要があります。

不法投棄については、不法投棄監視員によりパトロールを実施しているほか、地域からの要望に応じて不法投棄防止看板や不法投棄監視カメラ（ダミーカメラを含む）の設置を行い、未然防止と不法投棄物の回収等に努めています。

しかし、山間部や海岸部などへの不法投棄が後を絶たず、対策の強化が必要となっています。

また、本市では、環境美化活動として、年に2回、市民総出で各行政区周辺の清掃活動を行う「市民クリーンデー」が行われているほか、行政区や各種団体等において自主的な活動が行われていますが、快適で住みよいまちづくりに向け、その継続及び参加者の拡大に努める必要があります。

市民の環境美化活動



主な取組

4-3-1 公害対策の推進	環境政策課
公害の状況把握を行うとともに、必要に応じて、県と連携し、発生源の個人・事業者への指導等を行います。	
4-3-2 野焼きや家庭ごみなどの野外焼却の防止	生活環境課
広報紙をはじめとするさまざまな情報媒体を活用し、野焼きや家庭ごみの野外焼却の防止に向けた啓発活動を推進します。	
4-3-3 不法投棄対策の強化	生活環境課
後を絶たない不法投棄に対し、不法投棄監視員によるパトロール活動の強化を図るとともに、必要に応じて不法投棄防止看板や不法投棄監視カメラ（ダミーカメラを含む）を設置し、対策の強化を図ります。	
4-3-4 環境美化活動の促進	生活環境課
「市民クリーンデー」の継続実施及び参加者の拡大に努めるほか、行政区や各種団体等による自主的な環境美化活動の促進に努めます。	

環境指標

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
公害苦情件数	件	16	現状値を 下回る
地域の清掃活動への参加団体数	団体	10	18

施策4-4 景観の保全と空き家等対策の推進

現状と課題

良好な景観は、美しく風格のある地域の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に必要不可欠なものであり、地域住民共通のかけがえない財産です。

本市は、阿武隈高地の山々やそこから流れる河川、太平洋に代表される美しく豊かな自然景観をはじめ、数多くの古墳や史跡、社寺などによる歴史・文化景観、そして伝統的な建造物等と一体となったレトロな街並み景観を有しています。

これらは、訪れる人々を楽しませるだけではなく、市民生活に潤いをもたらし、住み心地のよさにつながる本市の貴重な財産であることから、今後とも、市民や事業者と一体となって、本市ならではの美しい景観の保全と形成に向けた取組を進めていくことが必要です。

また、空き家等の増加が進む中、適正に管理されず、周辺環境・景観に悪影響を及ぼす空き家等も生じてきており、所有者等への適切な管理に向けた対応が必要となっています。

ホタルが舞う自然景観



レトロな街並み景観



主な取組

4-4-1 良好な景観の保全・形成

都市計画課

県の景観条例及び屋外広告物条例に基づき、市民や事業者の理解と協力を得ながら、建築物や看板類、屋外広告物等の適切な規制・誘導を行い、良好な景観の保全・形成を進めます。

4-4-2 景観等に配慮した太陽光発電設備の設置促進

環境政策課

「南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」に基づき、事業用太陽光発電設備について、景観をはじめ自然や生活環境と調和した設置を促進します。

4-4-3 空き家等対策の推進

建築住宅課

良好な住環境・景観の保全と形成に向け、「南相馬市空家等対策計画」に基づき、定期的な実態調査を実施しながら、周辺環境・景観に悪影響を及ぼす恐れのある空き家等の適正管理を促進します。

環境指標

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
空き家・空き地バンク成約件数	件	110	290

政策の柱5 みんなが環境を考え行動するまち (多様な主体の協働の促進)



施策5－1 環境に関する啓発・情報提供の推進

現状と課題

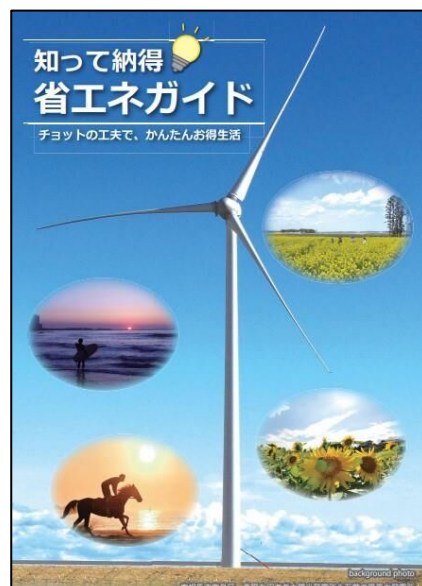
住民や事業者が環境問題に関心を持ち、環境にやさしい行動を実践するためには、環境に関する情報を、手軽にかつタイムリーに入手することができる環境づくりが必要です。

本市ではこれまで、広報紙に環境関連の記事を積極的に掲載してきました。また、ホームページにおいて、環境保全に関する市の取組や、空間放射線量の測定結果をはじめとする各種の検査・測定の結果を掲載しているほか、さらに詳細な環境測定結果データを取りまとめた「南相馬市環境測定結果」を毎年作成・公表しています。

また、再生可能エネルギー・省エネルギーをはじめとする各環境テーマに関するパンフレット等も適宜作成・配布しています。

今後とも、市民や事業者が手軽にかつタイムリーに環境に関する情報を入手し、行動を起こすきっかけとなるよう、さまざまな情報媒体を活用し、近年の多様化する環境テーマに即した啓発活動や情報提供を推進していく必要があります。

南相馬市再エネ・省エネ普及広報



主な取組

5-1-1 環境に関する啓発活動・情報提供の推進

環境政策課
生活環境課
博物館

広報紙、ホームページ、パンフレット、SNS、展示会、シンポジウム等のさまざまな媒体や機会を活用し、再生可能エネルギー・省エネルギーから廃棄物、食品ロス、自然・歴史環境、生物多様性、放射線、水環境、公害、景観等に至るまで、さまざまな環境テーマに関する啓発活動や情報提供を推進します。

5-1-2 図書館の環境関連図書の充実

中央図書館

「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」や本計画の策定を契機に市民の環境意識をさらに高めていくため、図書館における環境関連図書の充実や環境関連コーナーの設置に努めます。

環境指標

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
市民の「SDGs」理解度	%	42.7	70.0
小・中学生の「SDGs」理解度	%	44.0	70.0

施策5－2 環境教育・学習の推進

現状と課題

地域の豊かな環境を守り、改善していくためには、子どもから高齢者まで、住民一人ひとりが、環境保全の必要性・重要性を理解するとともに、具体的な行動に移していくための知識・技術を身につけることが重要です。

特に、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる幼児期から小学校低学年の子どもたちを対象とした、体験活動を取り入れた環境教育が極めて重要であるといわれています。

本市では、小・中学校において、授業の一環として環境教育を行ってきたほか、ごみの減量化・資源化などをテーマとした出前講座の実施、動植物や昆虫などと触れ合う自然観察会の開催など、さまざまな取組を行ってきました。

また、再生可能エネルギーを利用した未来の暮らしを絵日記として作品募集する「未来絵日記」も実施しています。

今後は、これらの取組を継続し、効果的に実施していくとともに、小・中学生だけでなく、幼児や大人を対象とした環境教育・学習機会の拡充にも取り組んでいく必要があります。

環境教育・学習



主な取組

5-2-1 子どもを対象とした環境教育の推進	環境政策課 生活環境課 農林整備課 学校教育課 生涯学習課 博物館
------------------------	--

小・中学生を対象とした体験・交流活動等を取り入れた環境教育を効果的に推進するとともに、幼児期からの環境教育の重要性を踏まえ、保育園や認定こども園、幼稚園の園児を対象とした環境教育の推進について検討していきます。

5-2-2 大人を対象とした環境学習の推進	環境政策課 生活環境課 生涯学習課 博物館
-----------------------	--------------------------------

生涯学習の一環として、出前講座などによる大人を対象とした環境学習の機会の拡充に努めるほか、事業所内での環境学習の促進に努めます。

環境指標

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
環境問題に関心のある小・中学生の割合	%	70.1	80.0
環境問題に関心のある市民の割合	%	58.1	70.0
森林環境学習参加率	%	96.0	100.0

施策5－3 事業者の環境配慮の促進

現状と課題

地域の豊かな環境を守り、改善していくためには、行政や住民に加え、事業者の参画・協働が必要不可欠です。

本市には、製造業や小売・卸売業をはじめ、数多くの事業所があり、全産業の全事業所数は2,631（平成28年・地域経済分析システム[RESAS]）となっています。

本計画の策定に当たって実施した事業者アンケート調査の結果によると、「環境に配慮した企業行動として行っている取組」について、「特に行っていない」と答えた事業者が48.6%と約半数を占める状況となっています。

また、行われている取組としては、第1位が「従業員への環境教育の実施」（20.8%）、第2位が「環境に配慮した原材料やサービス等購入の実施」（19.7%）、第3位が「ISO14001 など環境マネジメントシステムの構築・運用」（10.4%）、第4位が「脱炭素社会等の実現計画の策定・実施」（9.8%）となっており、“環境教育の実施”や“グリーン購入の実施”をはじめ、“環境マネジメントシステムの導入”、“地球温暖化防止・脱炭素に関する計画の策定”などを行っている事業者がおよそ1～2割という状況です。

こうした状況を踏まえ、今後は、より多くの事業者が環境に配慮した事業活動を行うよう、市として積極的に働きかけていくことが必要です。

主な取組

5-3-1 環境に配慮した事業活動の働きかけ

環境政策課

より多くの事業者が、温室効果ガスの排出削減などゼロカーボン社会の実現に向けた取組や環境マネジメントシステムの構築・運用をはじめ、環境に配慮した事業活動を行うよう働きかけを行います。

5-3-2 市の環境保全活動等への事業者の参画促進

環境政策課

地域で行われる環境美化活動、緑化活動、希少生物の生息地保全活動、市・県が開催する環境教育・学習などへの事業者の参画を促進します。

環境指標

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
環境問題に関心のある事業者の割合	%	71.1	80.0
事業者の「SDGs」理解度	%	52.6	70.0

資料編

1 計画策定の経緯

令和4年度

年月日	会議等	主な整理事項等
令和4年10月24日(月)	第1回環境審議会	基本的な考え方や方向性を説明
令和4年9月	アンケート調査(市民、事業者、小・中学生)	
令和4年9月～ 令和5年2月	庁内調査(意見集約) ・調査シート入力 (9月) ・ヒアリング(2月)	現状の整理 (1) 環境を取り巻く情勢 (2) 市の地域特性 (3) 本市環境の課題の整理 (4) 法令・計画の整理 (5) 前計画の達成状況
令和5年3月	市が抱える課題を抽出、骨子案の作成	

令和5年度

年月日	会議等	主な整理事項等
令和5年5月～6月	庁内連絡会議設置、第1回庁内連絡会議	
令和5年7月4日(火)	第1回環境審議会	・目指す環境像を検討 ・施策体系(政策の柱、施策の全体像)を検討 ・骨子(市の特性と課題、目指す環境像と体系等)の策定
令和5年7月	施策の展開(現状と課題、主な取組、環境指標等)の検討	
令和5年8月～9月	第2回庁内連絡会議	素案の策定
令和5年10月3日(火)	10月定例企画調整会議	素案についてパブリックコメント 手続を実施する件
令和5年10月13日(金)	10月定例庁議	
令和5年10月19日(木)	小高区地域協議会	
令和5年10月26日(木)	原町区地域協議会	
令和5年10月27日(金)	鹿島区地域協議会	
令和5年11月1日(水)	第2回環境審議会	素案への意見について
令和5年11月1日(水) ～20日(月)	パブリックコメント 手続	素案について、市民意見提出制度 を実施
令和5年12月22日(金)	第3回環境審議会	計画(成案)を諮問
令和6年1月9日(火)	1月定例企画調整会議	計画(成案)の策定
令和6年1月17日(水)	1月定例庁議	
令和6年2月	議会へ計画策定報告	
	計画策定公表	

2 南相馬市環境審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	氏 名	団体等	備考
1	北 目 哲 郎	福島県弁護士会 相馬支部	会長
2	林 勝 典	南相馬市小高区行政区長連合会	副会長
3	伊 賀 隆	日本野鳥の会 南相馬	
4	佐 藤 光 正	(一社) 福島県産業資源循環協会	
5	田 中 由里子	小高商工会 女性部	
6	星 ちづ子	鹿島商工会 女性部	
7	川 崎 るみ子	原町商工会議所 女性会	
8	寶 玉 義 則	南相馬土地改良区	
9	二 谷 純 市	南相馬市農業委員会	
10	太 田 福 裕	南相馬経営者協会	
11	新 妻 久 司	南相馬市鹿島区行政区長会	
12	菅 野 治 緒	南相馬市原町区区長連絡協議会	
13	佐々木 信 晴	南相馬市教育委員会	
14	佐 柄 英 人	(一社) 相馬郡医師会 南相馬支部	
15	柴 田 久 男	福島県相双地方振興局	～R5. 3. 31
	吉 田 明 子		R5. 4. 1～

(任期：令和4年10月24日から令和6年10月23日まで)

第3次南相馬市環境基本計画

私がつくる 緑と海と人が輝き合う地球にやさしいまち みなみそうま

令和6年2月

発行／南相馬市

編集／南相馬市市民生活部環境政策課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

TEL:0244-24-5313 FAX:0244-24-5347



南相馬市

